

落した。甲府盆地まで侵入した駿河勢に対し、信虎は一〇月一六日に荒川の飯田河原(同県甲府市)で勝利した。駿河勢は勝山城(同市)に入り北上を試みたが、信虎が一月二三日に荒川の上条河原(同市)で福島一族を討ち取る大勝利をおさめ、翌年の一月に勝山城に残っていた駿河勢を退却させた。

その後も、駿河・甲斐・相模の国境をめぐる今川氏・北条氏と武田氏との戦いは、氏親が死去した後の大永七年(一五二七)に三氏が和睦するまで続けられた。

寿桂尼・今川氏輝による領国経営

大永六年(一五二六)六月、今川氏親は駿府(静岡市葵区)で死去した。今川氏の家督を継いだ嫡男の氏輝は一四歳で、まだ若年だったため、代わりに表舞台に登場したのが、氏親の後室(未亡人)で氏輝の生母にあたる中御門氏(寿桂尼)である。

寿桂尼が発給した文書は仮名で書かれており、「帰」という印文の朱印が捺されている(写真4-1)。内容は今川氏の代替わりにあたって、寺社などの権益を再確認したものが多く、「継目安堵」と呼ばれる)その中には、「増善寺殿(氏親)の御判に任せて」という文言が見られ、寿桂尼は基本的に氏親の政策を踏襲する姿勢を貫いていたことがわかる。また、寿桂尼の安堵状(権利を認める文書)には「御屋形(氏輝)よろづ事を御はからいの時は、その時のなりに従うべきものなり」ともあり、氏輝が自身の判断で政務を決裁できるようになるまでの「つなぎ」として発給されたものであった。

一方、氏輝は二年後の享禄元年(一五二八)三月を初見として政務に関わるようになり、母の寿桂尼と同じく「増善寺殿(氏親)の御判の旨に任せて」寺社や家臣たちに安堵状を発給している。氏輝はこれまで「病弱」とされてきたが、氏親の時代にはなかった新し

い政策を行っていたことが確認できる。まず、自身の軍団を強化するため、富士氏や興津氏など、駿河の国衆の子弟を馬廻(大将を護衛する直轄軍)とした。さらに、江尻(静岡市清水区)で「三度市(三斎市)を設定し、一月のうち二三日開かれる市場の日程を定めた。江尻湊は駿府の外港として中世から栄えており、氏輝は湊に集まる人や物を重要視して、このような経済政策を打ち出したと考えられている。

電子データ非公開
(書籍でご覧いただけます)

写真 4-1 寿桂尼朱印状 (大石寺蔵)
文書の左上に「帰」の朱印が捺されている。

富士氏の今川氏への従属

富士山本宮浅間大社（以下、浅間大社）の大宮司で富士郡北部（富士上方）の領主であった富士氏は、一五世紀まで在国奉公衆として幕府と直接関係を持ち、駿河守護の今川氏に従属する存在ではなかった。この関係が変化するのは、今川氏親・氏輝父子の代からである。氏輝は天文元年（一五三二）に富士宮若を自らの馬廻とし、その代償として星山の代官職を安堵した（写真4-2）。宮若は富士氏の嫡流と考えられ、氏輝の馬廻として駿府に常駐する一方で、富士上方にあった今川氏の御料所（直轄領）を代官として管理する役割を担っていたことがわかる。特に、富士氏の場合は「前々の如く」とあることから、先代の氏親の頃に星山が今川氏の御料所にされ、富士氏が代官を務めていたと考えられる。

富士上方地域の所領と領主

富士氏は富士上方の領主（国衆）として、浅間大社がある大宮を中心に、現在の富士宮地域の大部分を支配しており、淀師の金宮・山本の石宮・小泉の若宮など、領域内の摂社が大宮司の支配下にあったことがうかがえる（図4-2）。

一方の北部では、興法寺は富士氏の支配領域に含まれておらず、大石寺・北山の本門寺・西山の本門寺・小泉の久遠寺などの有力な日蓮系寺院も多く存在した。特に、重須郷は一円が北山の本門寺の寺領とされ、上野郷には大石寺の大檀那だった興津氏の知行地（主君から与えられた土地）があった。また、山本・小泉は駿河東部の国衆葛山氏の支配領域に含まれていたことが確認できる。このように、戦国期の富士上方では、富士氏が浅間大社を中心に所領を形成した一方で、今川氏傘下の国衆や土豪、宗教勢力の支配領域も混在していた。



写真 4-2 今川氏輝判物（大宮司富士家文書、静岡県立中央図書館蔵）



図 4-2 戦国期における富士氏の支配領域 (高橋 2023 を元に作成、地理院地図 Vector を加工して作成)

第二節 河東一乱による富士上方の戦乱

花蔵の乱と河東一乱

天文五年（一五三六）三月一七日、今川氏輝と弟の彦五郎が駿河で急死した。その後、氏輝の後継者をめぐって、僧籍に入っていた弟の梅岳承芳と玄広恵探（花蔵殿）が争い、今川氏の領国を二分する内戦（花蔵の乱）となった。

この時、武田信虎は承芳を支援する立場をとり、北条氏綱も駿河に軍勢を派遣して、六月に恵探と福島一族が滅亡した結果、承芳が今川氏の当主になり、今川義元と名乗った。義元は信虎との同盟を選択し、翌年の二月に信虎の娘（定恵院殿）が義元に嫁ぐことで、武田氏と今川氏の関係は急速に好転した。

だが、これまで今川氏と同盟を結んでいた北条氏綱は、武田氏と今川氏の同盟成立に反対し、さまざまな妨害を仕掛けたが成功せず、ついに今川氏と断交して合戦を開始した。駿河の河東（富士川以東）を舞台にした北条氏と今川氏の戦争（第一次河東一乱）は、天文八年（一五三九）に和睦するまでの三年間続いている。

北条軍が駿河へ侵攻して興津（静岡市清水区）を焼き払ったのに対し、信虎は義元を支援するために須走（小山町）へ出陣し、駿河東部の国衆葛山氏からも、重臣の御宿友綱が案内者として参陣した。逆に、天文七年（一五三八）五月一六日の夜には、北条方の須走氏（富士山南麓地域の土豪）と埴和氏（北条氏の重臣）が吉田の新宿（山梨県富士吉田市）を襲った。

このように、駿河・甲斐・相模の国境をめぐる大名間の戦いが再び始まったことにより、富士郡も大きな戦禍に見舞われることとなった。

電子データ非公開
(書籍でご覧いただけます)

図 4-3 富士山南麓一帯図（富士山かぐや姫ミュージアム 2022、背景地図は北海道地図株式会社提供）

駿甲相三国同盟の成立

今川氏と北条氏の戦争（第一次河東一乱）が天文八年に終息した後、今川義元は領国の経営に専念していたが、北条氏に奪われた河東地域を奪還すべく天文一四年（一五四五）八月に軍事行動を起こし、北条方の吉原城（富士市）を攻撃した。この義元と北条氏康（氏綱の子）の間で行われた戦争（第二次河東一乱）は、今川氏・北条氏の双方と同盟関係にあった武田晴信（信玄）の仲裁で同年一〇月に和睦が成立し、義元は河東地域を北条氏から取り戻すことに成功した。

その後、今川氏・武田氏・北条氏の同盟（駿甲相三国同盟）は、三者の婚姻という形で、より強化された。天文二十一年一月に今川義元の娘（嶺寒院殿）が武田晴信の嫡男義信に、天文二十三年（一五五四）七月に北条氏康の娘（早川殿〔蔵春院殿〕）が義元の嫡男氏真に、同年の十二月に晴信の娘（黄梅院殿）が氏康の嫡男氏政に、それぞれ嫁いだ（図4-4）。

この同盟によって、武田晴信は信濃へ領国を拡大し、北条氏康は古河公方の足利氏や関東管領の山内上杉氏などの勢力を圧倒して関東における覇権を確立した。そして、後顧の憂いを絶った義元も西の三河へ戦力を集中し、天文一五年（一五四六）に太原崇孚（義元を補佐し、雪斎の名で知られる臨濟宗の僧）・朝比奈泰能（遠江懸川城代）・朝比奈親徳（駿河朝比奈氏）らに率いられた今川軍が今橋城（愛知県豊橋市）の戸田宗光を攻撃した。宗光は城を明け渡し降伏し、田原城（愛知県田原市）に籠もった戸田堯光（宗光の子）も数年の籠城戦の末に「渡海」して行方知れずになり、今川氏は東三河を制圧した。さらに、尾張の織田信秀との戦争を経て、天文一六年（一五四七）に岡崎（愛知県岡崎市）の松平広忠を従属させ、今川氏の領国は西三河にまで拡大した。

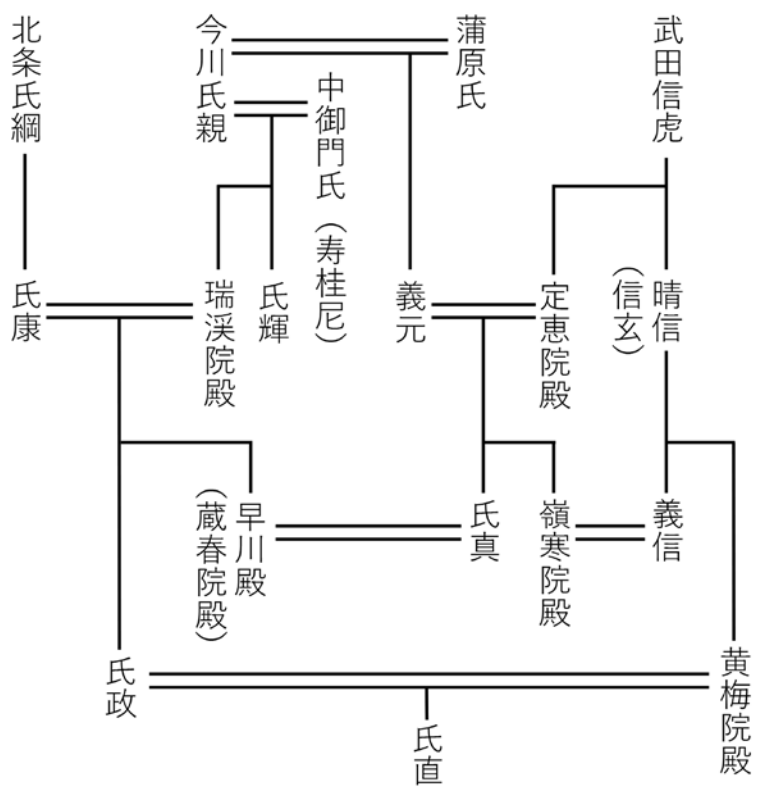


図 4-4 今川氏・武田氏・北条氏関係系図

富士地域の諸勢力の動向

現在までに確認できる文書を見る限り、富士上方かみかたに対する今川氏の直接支配が本格化していくのは「河東一乱」以後のことである。天文六年（一五三七）に北条氏綱は太石寺たいせきじに自軍の濫妨狼藉らんぼうろうせきを禁止する禁制きんせいを発給しており、このことから北条氏は富士郡内にも軍勢を派遣していたと考えられる。これに対し、富士宮若みやわかは今川方に属して戦い、小泉の上坊かみのかみに立て籠もって敵軍を撃退し、義元から褒賞されている。

その一方で、安房あわの妙本寺みょうほんじ（千葉県鋸南町）の日我にちがが記した置文おきぶみによれば、天文六年の「富士殿謀反」によって小泉の久遠寺が焼亡している。この「富士殿」は大宮司の富士氏と考えられているが、この時期、富士上方においては多くの者が敵方（北条氏）に属したとみられる。その中で、井出駒若こまわか（地域の有力者）は今川氏に味方して義元から賞され、上野関における関銭徴収の権利などを安堵あんどされて（認められて）いる（写真4-3）。駿河と甲斐を結ぶ街道（中道往還なかつちゆうわん）や富士山の周辺には多くの関所があり、その関銭（通行税）は地域の収入源になっていた。今川氏はこれを給恩の形で井出氏に安堵し、権益を保障していたことがわかる。

もう一つ注目されるのが、「河東一乱」の時期に富士上方で徳政が実施された点である。天文五年・六年の「河東一乱」以前の借錢・借米について、敵方（北条氏）に味方した債権者（銭主）が戻ってきて返済を迫っても認めないことを、今川氏が天文七年に通知していた。

このほかに、今川氏は「河東一乱」で今川氏に従った者の諸役を免許し、大宮司が戻った後も従来の権益を認めるなど、「河東一乱」にもなって不在となった大宮司に代わって富士上方の支配を進めていった。

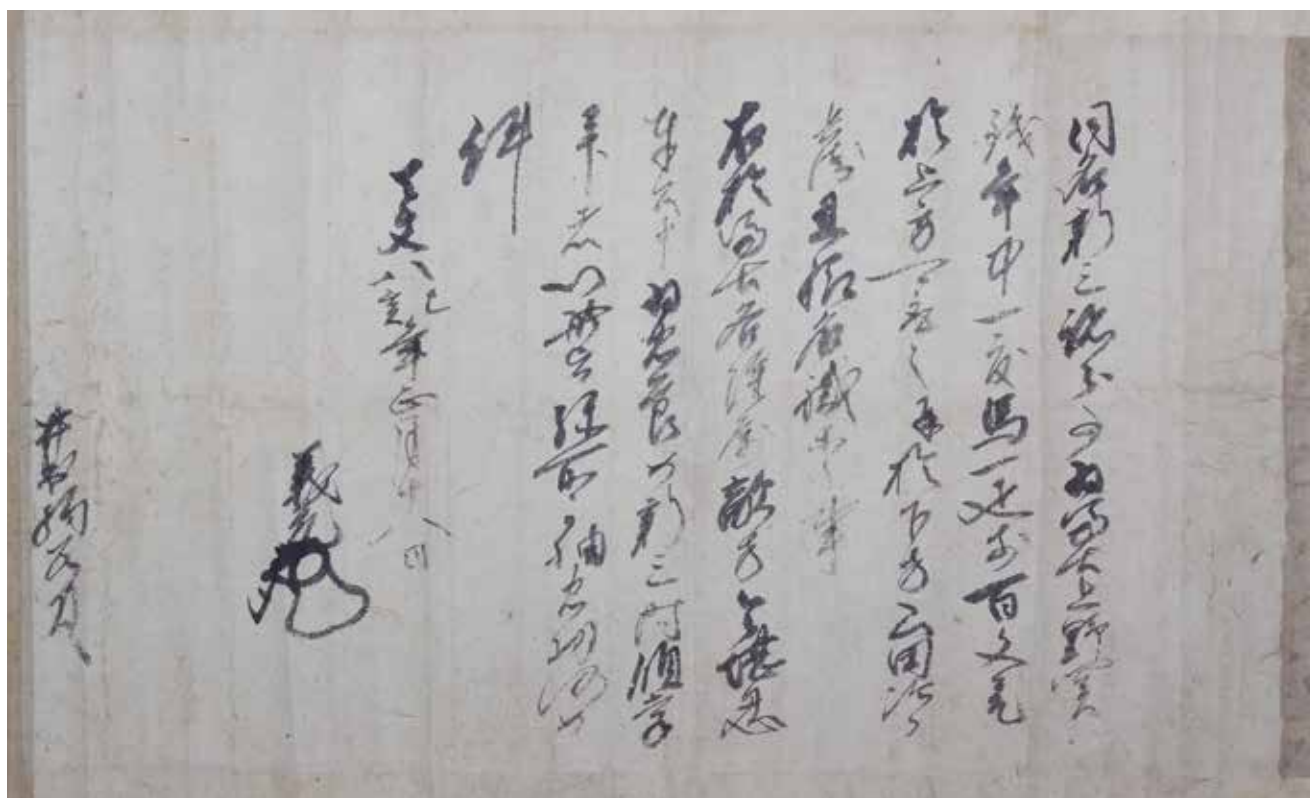


写真 4-3 今川義元判物（狩宿井出家文書、個人蔵）

三州錯乱と遠州念劇

永禄二年（一五五九）、今川義元は嫡男の氏真に家督を譲って駿河・遠江の支配を任せ、三河から尾張への進出を目指した。だが義元は、翌年の永禄三年（一五六〇）五月一九日に尾張の桶狭間（名古屋市長区・豊明市一帯）で織田信長の軍勢に討たれた。

その後、氏真は家臣や寺社に安堵状を発給して、義元の戦死で動揺した領国の立て直しに努めており、後世に言われるような「遊興にふける無能な当主」ではなかった。しかし、西三河の国衆だった松平元康（後の徳川家康）が今川氏から離反するなど、今川領国は次第に崩壊へと向かっていく。さらに、家康が今川氏との戦争を開始したことで、東三河の国衆の多くが今川氏から離反し、ついには「三州錯乱」（三河全体の反乱）という状況になってしまった。

三河の戦乱は東隣の遠江にも波及し、「遠州念劇」と呼ばれる国衆の大規模な反乱につながっていく。その引き金となったのが、永禄六年（一五六三）一月に起こった引間（浜松市中央区）城主飯尾連龍の離反であった。

その後、氏真は永禄七年（一五六四）一〇月に連龍を「赦免」し、頭陀寺城（浜松市中央区）の破却という措置のみで、いったんは事を収めたが、一月二〇日に連龍を駿府（静岡市葵区）へ呼び出して「成敗」したとされる。当主の連龍を失った飯尾氏の家臣たちは、江馬泰顕・時成の二人を中心に抵抗を続け、永禄八年（一五六五）一月には、家康に起請文を提出して救援を求めた。

一方、今川氏も引間城に籠もる江馬氏の懐柔に着手した。永禄九年（一五六六）四月には、氏真が江馬泰顕・時成に浜松荘内で望みの領地を与えることを約束し、江馬氏を今川方に帰参させることに成功した。この後、氏真は引間城を接収して検地（土地の調査）を行うなど、飯尾氏の支配領域を接収して今川氏の直接支配下に置

たようだ。

この「遠州念劇」の中で、富士又八郎が飯田口（浜松市中央区）での合戦における戦功を今川氏から賞されている（写真4-4）。又八郎は富士信忠の嫡男信通と考えられており、駿河国衆の富士氏は今川氏からの軍事動員を受けて、遠江まで兵を出していたことがわかる。

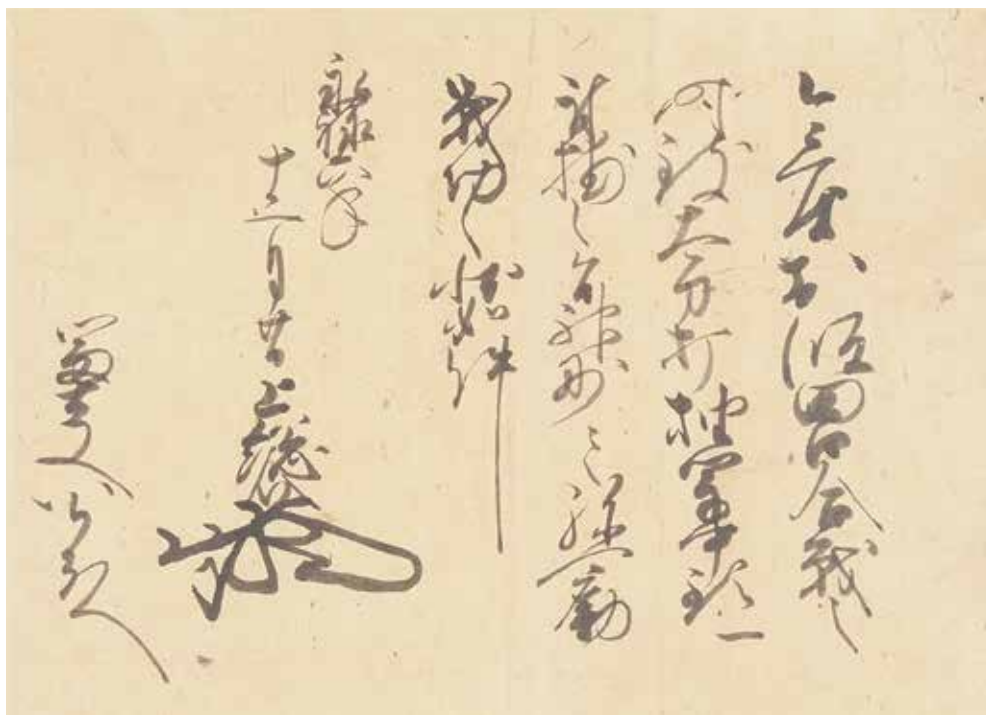


写真 4-4 今川氏真感状（大宮司富士家文書、静岡県立中央図書館蔵）

第三節 今川氏の領国経営

検地の実施

「河東一乱」が終結した後、富士上方では天文一五年（一五四六）と天文一九年（一五五〇）に検地が実施された。検地とは土地（田畑・屋敷）の面積や状態、持ち主などを調査することで、戦国大名の主要な政策の一つとして評価されている。また、天文二三年（一五五四）に杉田郷で検地を実施し、弘治元年（一五五五）には訴えた人が出て再度検地を実施したことが確認できる。今川氏は基本的に地頭の「余慶」（今川氏に把握されていた知行高を超える収入）をある程度容認し、その収入に応じて軍役を務めさせることを検地の目的としている。この時の富士上方における検地も、現地の状況を把握することを目的として実施されたと考えられる。

さらに、ほかの者が地頭（富士氏）の知らない所で給恩を望んでも、今川氏はこれを受理しなかった。また、年貢増分の請負を望む新百姓が現れた場合には「法度」に従い、まず本百姓に届け出を行い、本百姓が年貢の増分を請け負わない場合は、新百姓に年貢の請負を命じるよう地頭に指示している。

この「法度」は今川氏の分国法「今川仮名目録」の第一条に該当すると考えられ、地頭（領主）の富士氏ではなく、上位権力（戦国大名）の今川氏が百姓の年貢納入をめぐる相論を裁定していたことが判明する。

その一方で、富士九郎次郎は今川氏による「守護不入」の命令に従う形で、小泉の久遠寺の諸役を免除し、地子（年貢）については従来通り納入するよう命じている。また、今川氏重臣の朝比奈親徳も九郎次郎の了解を得た上で、今川義元の「判形」の内容を追認する旨の「沙汰」を久遠寺に申し伝えている（写真4-5）。

これらの事例から、富士氏が領内から地子の諸役を徴収する権限を持ち、上位権力（戦国大名）の今川氏が寺社の諸役を免除するにあたっては、基本的には当時の地頭の了解を得た上で実行していたことがわかる。

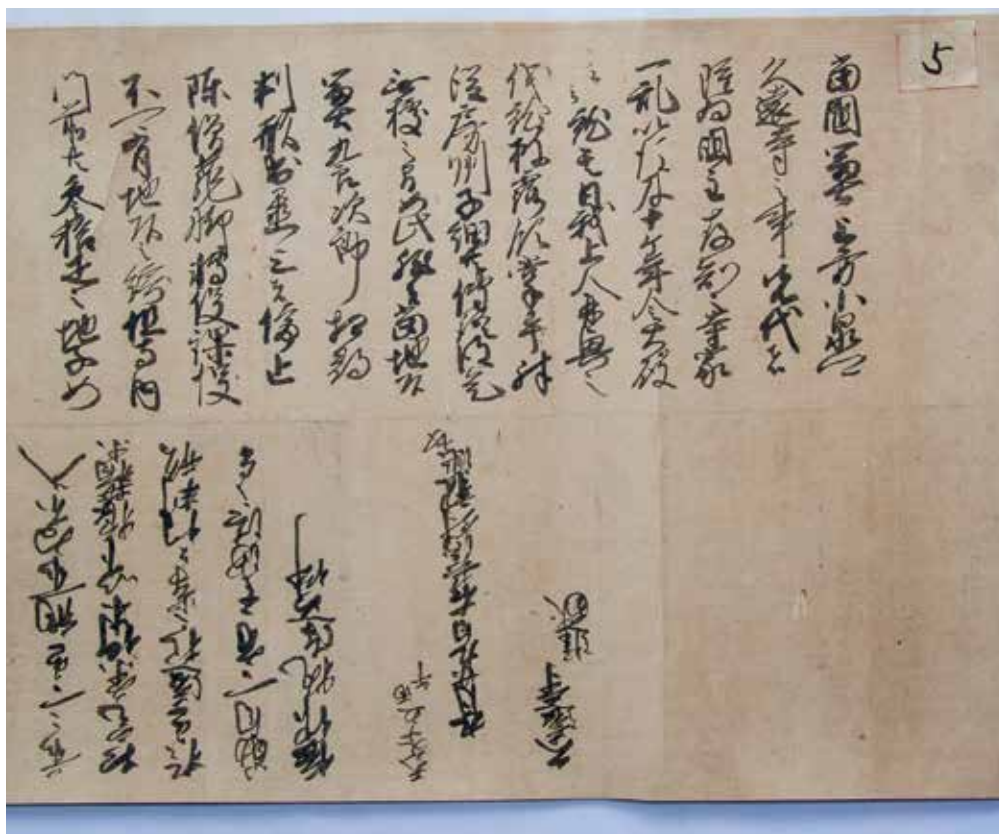


写真 4-5 朝比奈親徳奉書写（妙本寺蔵）

今川氏の浅間大社への介入

今川氏は天文二二年（一五四三）に、富士山本宮浅間大社（以下、浅間大社）の坊官だった清泰寺が「河東一乱」以降に所務していた一和尚職・四和尚職・御炊職を、「代々判形」（代々受け取ってきた判物）に任せて浅間大社の長源坊に安堵して（認めて）いる。その後、一和尚職と御炊職は天文二〇年（一五五二）に同清長坊に安堵され、四和尚職と風祭職は天文二二年（一五五二）に同春長坊の所務となった。

浅間大社では、清泰寺のほかにも多くの「富士大宮司社人」が一和尚職・四和尚職・御炊職をめぐって長源坊と争っていた。これに対して、今川氏は大宮司富士氏の介入や兄弟・親類・社人などの競望を排除し、社人の跡職を安堵している。

特に、清長坊の一和尚職・御炊職、春長坊の四和尚職・風祭職は、義元から氏真へ今川氏が代替わりした後も、大宮司の介入や「富士大宮司社人」の競望を排除することが命じられている。今川氏は浅間大社の内部で起こった相論を上位権力として裁定し、大宮司の介入を排除して受給者の権益を保障していたと考えられる。

風祭神事への関与

風祭神事は農耕儀礼の一種で、風を収め五穀豊穡を祈るための神事である。天文二二年に今川義元は浅間大社の春長坊に対し、富士上方・下方から伊豆国境までの地域（駿河東半国）において、風祭神事の歳費を徴収することを認めた。さらに弘治三年（一五五七）には、鍛冶・番匠・山作などの職人にまで徴収の対象が拡げられ、歳費を米で支払うよう命じられている（写真4-6）。これらの歳費徴収が「神慮」とされているように、今川氏は浅間大社の権威を認め、自己の統制下で神事を行おうとしていたことがわかる。

富士金山の開発

天文二〇年八月、今川義元は麓の土豪であった太田掃部丞に朱印状を出し、富士金山へ毎月六度運ばれる五駄分（馬五頭分）の荷物（甲斐との国境で留められたとしても、金山の者への堪忍分（扶助）として通行することを認めている）。

今川氏の金山としては安倍金山（静岡市葵区）が知られているが、富士山麓にも金山があり、今川氏の下で金の採掘が行われていた。荷物は金山で働く人々の食糧や生活物資であったと考えられ、ここで採掘された金は今川氏の財源となっていた。



写真 4-6 今川義元朱印状（四和尚宮崎家文書、個人蔵）

交通・流通政策

永禄三年（一五六〇）五月に今川義元が桶狭間合戦で戦死し、子の氏真は領国支配体制の維持に努めることとなる。富士郡でも、永禄四年（一五六一）に厚原（富士市）・根原ねばらにおける「新関」の設置を停止させたことが確認できる。この「新関」の停止は、大宮に対する著名な「大宮薬市令」でも見ることができ（写真4-8）。ここでは、浅間大社の門前にあった神田橋関が「新役」（新関）であるとする富士信忠のぶただの主張を認め、その停止を命じている。この点については、富士山信仰の中核にあった大宮に対し、既存の市場の保護を目的として大宮司富士氏から戦国大名今川氏に要請された結果と評価することができる。

なお、「新関」が設置された厚原は富士下方と上方との境目、根原は駿河と甲斐の国境にあたり、神田橋と合わせて、いずれも駿河と甲斐を結ぶ街道（中道往還なかみちわうかん）を押さえる場所にある。先に述べたとおり、今川氏は以前から設置されていた関所における関銭の徴収権を認める一方で、新たな関所の設置を許可せず、従来の権益を保護する方針をとっていたことがわかる。

山作と諸役免許

今川氏は永禄四年八月に北山・木伐山ききりやま・三沢（富士市）・下方（同市）の山作四〇人について、大宮城・興国寺城（沼津市）の普請を務める代償として諸役を免許している（写真4-7）。

山作は富士山麓で材木の伐採などを生業とする職人で、今川氏の下で城の普請を行う代償として、領国内の職人が負担する諸役を免許されていた。このように、今川氏は職人たちを自らの統制下に組み入れていたことがわかる。

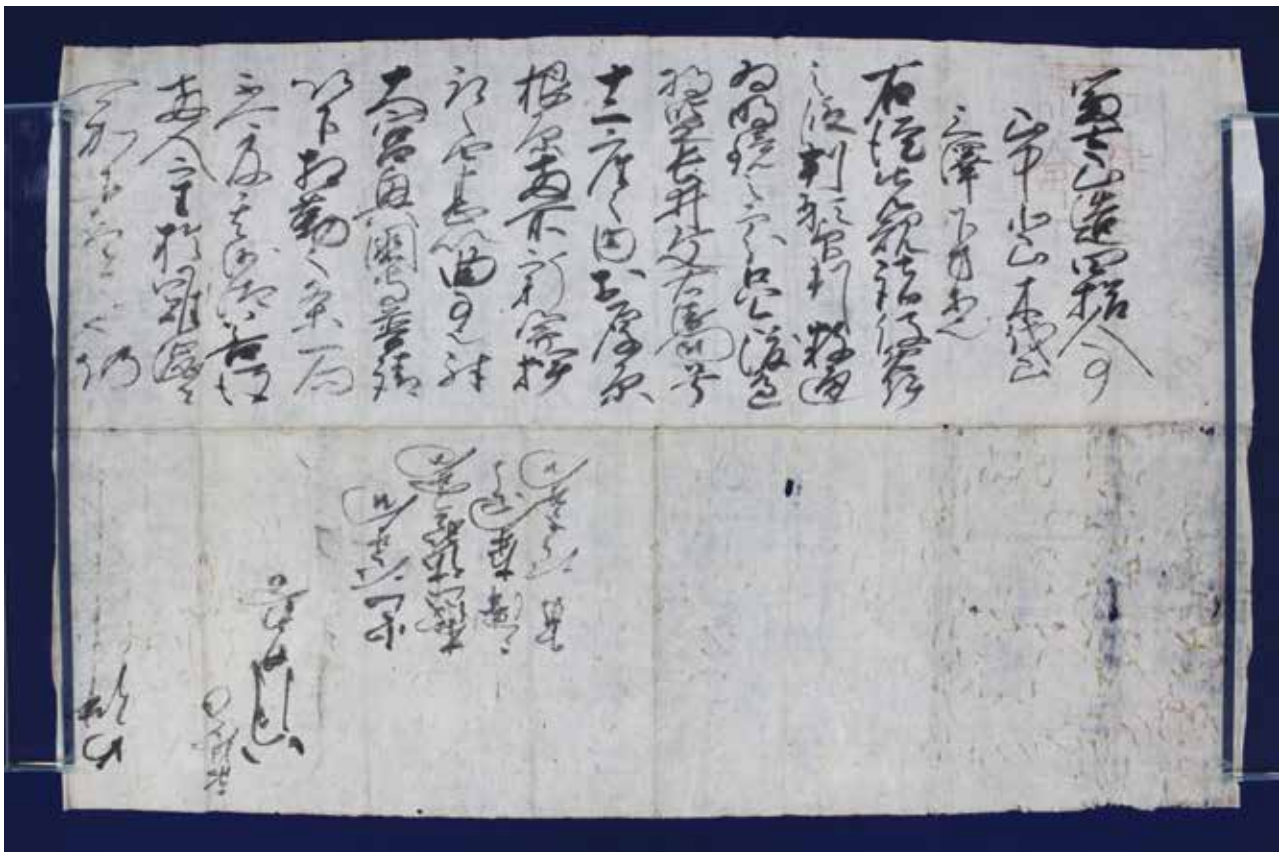


写真 4-7 今川氏真朱印状（狩宿井出家文書、個人蔵）

大宮樂市令 (写真4-8)

永禄九年(一五六六)四月、今川氏真是富士信忠に宛てて一通の朱印状を發給した。ここに記された内容は大宮を「樂市」として認められたもので、古くから「大宮樂市令」として注目されてきた史料である。

【読み下し】

富士大宮毎月六度市の事、押買・狼藉・非分等これ有るの旨申す条、自今已後の儀は、一円に諸役を停止し、樂市としてこれを申し付けるべし。ならびに神田橋関の事、新役たるの間、これまたその役を停止せしむべし。もし違背の輩に於いては、きつと注進の上、下知を加うべきものなり。よつて件の如し。

【現代語訳】

富士大宮で毎月六度開かれる市の事について、押買(安い値段で商品を買いたたたくこと)や乱暴などの非法行為が行われているとの言い分があったため、今後は一円に諸役を停止し、樂市とするべきことを申し付ける。ならびに神田橋関の事については、新役であることから、これもまたその役(役銭の徴収)を停止させるようにせよ。もし違反する者があれば、必ず(今川氏に)注進(報告)した上で、下知(命令)を加えるものとする。

ここでは、大宮において月に六度開かれる市場で、押買・狼藉などの非分を禁止し、今後は諸役が免許される「樂市」とすることが申し伝えられている。この内容が織田信長などほかの戦国大名が行った「樂市」に先行するものとして注目されてきた。

しかし最近では、「大宮樂市令」はこれまで言われてきたような出店する人を保護する政策ではなく、今川氏が大宮を支配する富士氏の要望に对应、市場の紛争を解決するために行った政策として評価されている(長澤二〇一七)。



写真4-8 今川氏真朱印状 (大宮司富士家文書、静岡県立中央図書館蔵)

第四節 武田信玄の駿河侵攻と富士氏

駿甲相三国同盟の結び

今川義元の死後、子の氏真は領国の立て直しに努めたが、三河の松平元康（後の徳川家康）の自立や、遠江における内乱（遠州谷劇）の影響もあり、その勢力は後退していた（本章第二節）。

一方、甲斐の武田信玄は永禄八年（一五六五）、尾張の織田信長と同盟を結んだ。これには、美濃東部の安定化を図る信玄と、足利義昭の上洛を支援する信長の思惑があった。信玄の嫡男である義信はこの動きに反発し、政変を企てるが失敗に終わり、甲府の東光寺に幽閉されたという。武田家中の分裂は、武田氏と今川氏との関係にも亀裂を生じさせることになる。

永禄一〇年（一五六七）一〇月、義信が死去すると、氏真は義信の妻（氏真妹）を駿府（静岡市葵区）に帰国させた。その後、越後の上杉輝虎（後の上杉謙信）と交渉を開始した。これを察知した信玄は、信長を仲介として徳川家康と交渉し、今川氏領国への侵攻に踏み切ることとなる。

武田信玄の駿河侵攻と北条氏との対峙

永禄一一年（一五六八）一二月六日、武田信玄は甲府を出陣し、富士川沿いに南下して駿河へ侵攻した。一二日には、信玄の動きにあわせ、徳川家康が三河から遠江へ進軍している。富士郡上方において信玄は、七日に光徳寺（興徳寺、現下柚野）、一〇日には先照寺（大中里）に対して、武田軍による濫妨狼藉を禁止する禁制を出した。武田軍は九日には大宮城（元城町）を攻撃している。

今川氏真は、武田軍を薩埵山（静岡市清水区）で迎え撃とうと出陣したが、朝比奈氏・葛山氏ら家臣の離反が相次いだため、駿府へ

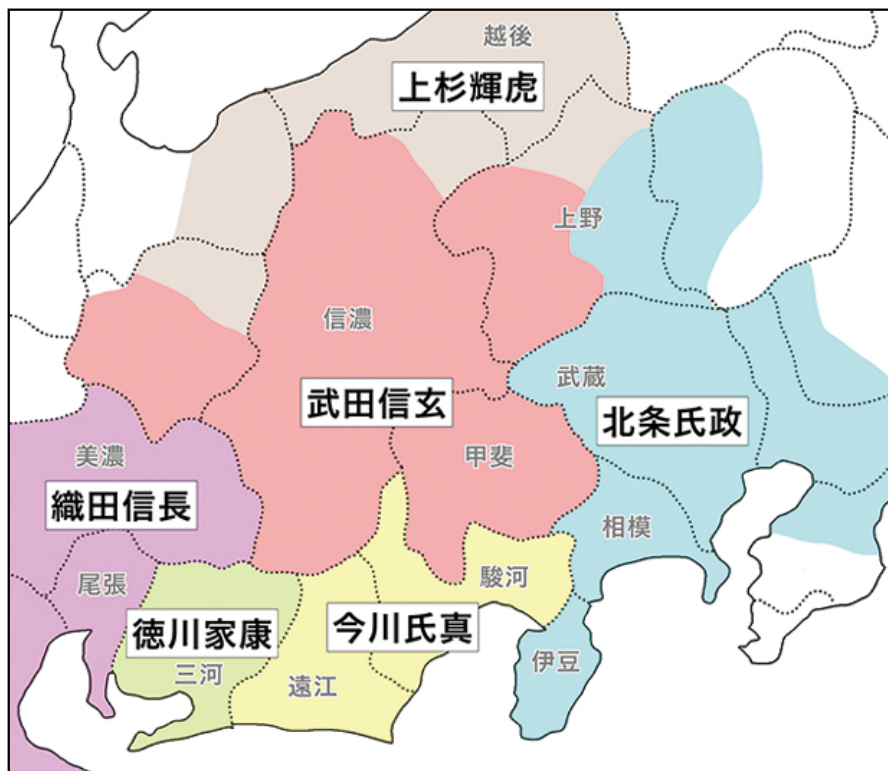


図 4-5 永禄 11 年 12 月ころの勢力図（黒田 2024 に掲載の図をもとに作成）

退き、さらに遠江の懸川城（掛川市）へと逃れた。武田軍は一日に駿府に入り、信玄の攻撃は順調に進んでいるかに思えた。

しかし、駿甲相三国同盟の一角を担っていた北条氏が、氏真の支援を決定した。当主である北条氏政が出陣し、一二日に三島に到着、一日には薩埵山で武田軍と対峙した。これにより、信玄は甲斐への退路を断たれることとなった。

大宮城では、富士信忠・信通父子が籠城して武田軍に抵抗した。氏政は遠江へ逃れた氏真に代わり、大宮城に籠城する人々に対して領地を保障するとともに、戦功をあげた時は、伊豆で領地を与えることと励ました。なお、大宮城には無足人（領地を持たない人）も籠城しており、氏政はこうした人々への恩賞も約束している。二九日には興法寺（村山）に北条氏の禁制が出されており、北条軍が富士上方に展開していた様子が分かる。

翌永禄一二年（一五六九）一月二六日、氏政は本陣を三島から薩埵山に移した。武田軍・北条軍の戦いは、薩埵山を中心に、富士上方の上野や柚野など、広範囲で繰り広げられた。二月には穴山氏・葛山氏らの軍勢が大宮城を攻撃したが、死傷者を出し、敗退したという。同月二五日、氏政の父である北条氏康は信忠に書状を送り、その労をねぎらうとともに、武田軍の様子を探るよう要請している。

徳川家康の遠江侵攻と武田信玄の駿河撤退

武田信玄とほぼ同時期に遠江へ侵攻した徳川家康も、当初は順調に進軍し、永禄一二年一月には氏真の籠る懸川城への本格的な攻撃を開始した。しかし、今川軍の抵抗や北条氏の援軍派遣もあり、懸川城は容易には落ちなかった。また、武田軍の秋山虎繁が遠江で徳川軍と衝突するなど、徳川氏・武田氏の関係には亀裂が入りつつあった。三月、懸川城を攻めあぐねた家康は、今川氏・北条氏との和睦



写真 4-9 勝之橋（泉町）

江戸時代に作成された地誌『駿河記』によると、武田信玄がここで和歌を詠んだという。

をさぐることになる。

これにより、薩埵山で北条軍と対峙する信玄は、一層窮地に追い込まれた。信玄は家康に和睦を中止するよう求めたが、状況は好転しなかった。四月、信玄は興津城（静岡市清水区）や久能城（同市駿河区）など一部の拠点に軍勢を残し、庵原の山道を切り開きながら甲斐へ撤退した。

武田信玄の大宮城攻撃と開城

遠江では永禄二二年五月一七日に懸川城が開城し、戦国大名今川氏は滅亡した。今川氏真は伊豆の戸倉（清水町）へと移動することになる。閏五月、北条氏政は自らの子息である国王（後の北条氏直）が今川氏を継いだことを富士信忠に伝えている。また、富士上方・下方の武士について、寄親（指南役）が確定するまでの間は、信忠が指南するよう指示している。

武田信玄は六月に再び駿河へと出陣し、深沢城（御殿場市）を攻めた後、富士山東麓を南下し、三島、さらに韮山城（伊豆の国市）を攻撃した。韮山城を撤収すると、六月二五日には大宮城の攻撃にとりかかることとなる。

この時の大宮城攻撃は信玄が自ら大軍を指揮して行った。大宮城は屋敷同然の地ながらも、よく持ちこたえ、武田軍は多数の死傷者を出したという。しかし、七月二日に大宮城は開城し、武田軍に明け渡された。これにより信玄は駿河攻略のための大きな拠点を手に入れた。信忠は、その後も蒲原城（静岡市清水区）へ移り、武田軍への抵抗を続けることになる。

なお、この大宮城攻撃と前後して、下稻子・大久保・西山本門寺・上野など富士上方地域に対して、武田氏の禁制が出された。武田氏の支配がこの地域に及んでいく様子を知ることができる。



図 4-6 武田信玄の駿河侵攻（地理院地図 Vector を加工して作成）
光徳寺の位置は寺伝による。

駿河における戦闘の終息と富士氏

永禄二二年八月、武田信玄は甲府を出陣し、上野（群馬県）から北条氏領国へ侵攻した。一〇月には北条氏の本拠地である小田原城（神奈川県小田原市）を攻撃し、その後甲府へ帰還している。この進軍は、駿河の防衛に力を注いでいた北条氏に大きな衝撃を与えた。

十一月、信玄は再び甲府を出陣し、二二日に大宮城に入った。一二月六日には蒲原城を攻略している。この時、城主北条氏信以下一〇〇〇余人を討取ったともいう。蒲原城の落城により薩埵山の北条軍は退路を断たれ、相模へと逃げ散った。薩埵山を確保した信玄は、前年と同じ一二月一三日に駿府入りを果たした。

蒲原城に在城していた富士信忠はその落城後、伊豆の河津（河津町）へ移り、その後約二年、北条氏のもとに身を寄せていたと考えられる。この間、武田氏と北条氏の戦いは駿河東部の広範囲で続いたが、元龜二年（一五七二）一月、武田軍の深沢城攻略により、両者の戦闘は一旦落ち着くことになる。

元龜二年一〇月、富士信通は進退に困窮し、今川氏真に今川氏・北条氏陣営からの離脱を申し出た。氏真は、これまでの信通の働きを称賛するとともに、その望みを受け入れた。一方、氏真が本意（駿河の支配の回復）を遂げた時には、氏真のもとへ馳せ参じて、奉公をするように求めている（写真4-10）。

信通の行動の背景として、北条氏政の父である氏康の死と、武田氏・北条氏による同盟復活の動きがあった。北条氏のもとに身を寄せたままでは、大宮城への復帰が難しかったと考えられる。

その後、元龜三年（一五七二）四月、信忠・信通父子は甲斐へ向かい、武田信玄を頼った。その後、信通が富士山本宮浅間大社の大宮司職として復帰するのは天正五年（一五七七）のことである。



写真 4-10 今川氏真判物（大宮司富士家文書、静岡県立中央図書館蔵）

大宮城の変遷

大宮城跡は富士山本宮浅間大社（以下、浅間大社）の東側、現在の市立大宮小学校を中心に広がる遺跡で、古墳時代中期・後期の集落が発見されており、この時期から断続的に人々が活動していたことが分かっている。一〇世紀ごろから本格的な活動が確認できるようになる。以後、一六世紀の廃城まで継続的な土地の利用が確認できる。一〇世紀は浅間大社が信仰施設として機能し始めたと考えられる時期でもある。

中世の資料が多く、祭祀などで使われるカワラケのほか、瀬戸・美濃などの国産陶磁器に加え、貿易陶磁器の青磁や白磁も多く出土しており、ここを拠点としていた富士氏が、浅間大社の大宮司として大きな力を持っていたことが推測される。このほか、金属製品や堀に使用されたと考えられる木材が出土しており、一部は年代測定が行われており、一五〜一六世紀の物も発見されている。

発掘調査では、掘立柱建物跡や堀、土塁などの多くの遺構も検出されてお

第三期（一六世紀中ごろ）



第一期（一二世紀前半～一三世紀ごろ）



第四期（一六世紀後半～廃城）



第二期（一三世紀後半～一六世紀前半ごろ）



■：建物跡 ■：堀 ■：土塁

図 4-7 大宮城跡の発掘調査で検出した遺構の変遷

り、これらは四つの時期に分けられている。

第一期は、一二世紀前半～一三世紀ごろと考えられ、初現的な大宮司の館跡が構築された段階であると想定される。この時期は掘立柱建物跡や区画溝と考えられる遺構が発見されている。

第二期は、一三世紀後半～一六世紀前半ごろと考えられ、防御施設としての堀や土塁を備え始め、「城」化している。この時期は河東一乱かとういちらん（本章第二節）が起こる時期とも重なっており、軍事的緊張が高まる時期でもある。

第三期は、一六世紀の中ごろと考えられ、堀を増設し二重、三重としている。当該期は武田氏からの侵攻を受けた時期であり（本章第四節）、防御的要素が特に強い段階である。

第四期は一六世紀後半から廃城までの時期である。この時期は堀や土塁が改修され、建物跡も検出している。武田氏が大宮城を改修し、軍事拠点として態勢を強化した時期である。一六世紀末には武田氏は滅亡する（本章第六節）。



写真 4-12 大宮城跡出土青磁



写真 4-11 大宮城跡出土白磁及び青白磁



写真 4-13 大宮城跡発掘調査風景（堀跡の調査風景）

駿甲国境の山城

富士宮市とその周辺では、中世の山城がいくつか確認されており、これらは甲斐と駿河の国境付近に立地している(図4・8)。それぞれ葛谷城、白鳥山城、境川砦、鳥居尾城、尾崎砦、稲子城と呼ばれる。

葛谷城は、現在の山梨県南部町十島と富士宮市下稲子に跨って所在している(写真4・14)。平成六年(一九九四)には調査が行われており、土塁や堀、本丸部分などが検出され、中世における山城である事が判明した。また、城郭を構成する遺構のほか、築城時のものと思われる遺物もわずかに出土している。

白鳥山城は、現在の山梨県南部町万沢と富士宮市内房に跨る白鳥山に築かれた山城で、中世においては甲斐と駿河の国境地域にある。白鳥山城は白鳥山の頂上に本城があり、頂上から枝分かれする尾根上には、出城が数カ所確認されている。また、踏査が行われており本城の縄張り図や東側の尾根に伸びる曲輪の縄張り図が作成されている(図4・9)。

境川砦は、富士宮市ではないものの、白鳥山の西側尾根上に展開する出城である。ここでは、古道や土塁、堀などが確認されており、古道については白鳥山に向かっているとされ、物資を城へ運ぶ道であり、西側からの侵攻に向けた防衛拠点であると考えられる。

境川砦と同様に、山梨県側には鳥居尾城があった。鳥居尾城は白鳥山から南西に伸びる尾根にあり、赤子沢川を挟んで東西に曲輪があるとされる。東側には土塁や堀とみられる遺構があり、西側にも土塁と見られる遺構がある。また、自然地形を利用してそれを防衛に充てていたと評価される。

尾崎砦は、境川砦と同じく白鳥山城の出城で内房に位置する(図4・10)。ここは、白鳥山から南東に伸びる尾根上に築かれており、土塁や堀が発見されている。堀は武田氏の築城方法に類似しているが所々に古式の遺構がある。内房は武田氏



1. 鳥居尾城 2. 境川砦 3. 白鳥山城 4. 尾崎砦 5. 葛谷城 6. 稲子城

図4-8 中世山城位置図(地理院地図 Vector に加筆)

が侵攻する前は今川方の荻氏わぎがおり、尾崎砦は荻氏の守備する城であった可能性がある。武田氏の侵攻後、武田氏側に改修されたと考えられる。

最後に稲子城であるが、この山城は上稲子かみいなのこに所在した山城で、現在の上稲子区民会館の東側にそびえる山の頂上にある。『静岡県の中世城館跡』によると、山頂を中心に数力所の小規模な曲輪と堀によって構成されているとされる。また、城主は今川氏方の宮城みやぎ弾正左衛門だんしょうざえもんと伝えられているが、詳細については不明とされる。

以上のように、富士宮市域と山梨県南部町に跨る地帯は中世において甲斐との国境であり、特に戦国期においては重要な役割を果たしていた。また、一部の山城は武田氏の築城方法と古式の築城方法が混在しており、武田氏の侵攻とその跡の状況が読み取れ、歴史的事実と遺構の状態が符合することも重要である。

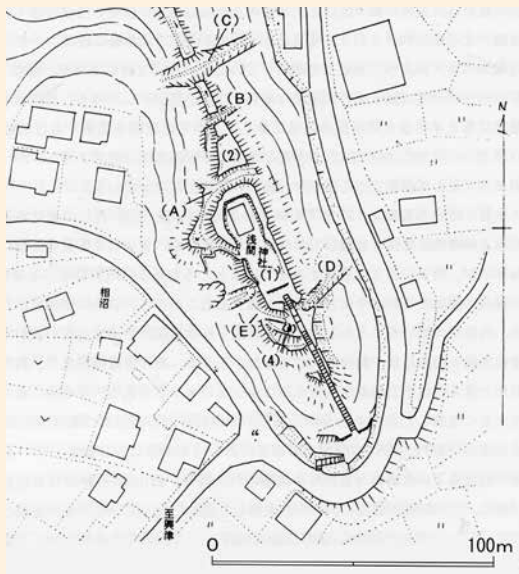


図 4-10 尾崎砦縄張り図 (小野田編 1997)



写真 4-14 葛谷城空撮写真 (加藤学園考古学研究所)

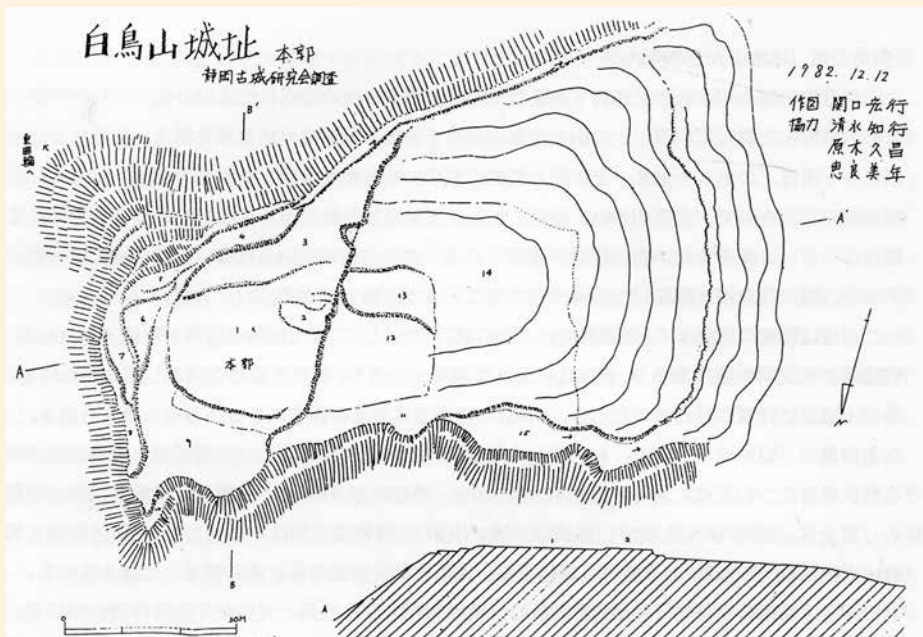


図 4-9 静岡古城研究会による白鳥山城縄張り図 (小野田編 1997)

第五節 武田氏の領国経営

武田氏の駿河支配と大宮

永禄二年（一五六九）七月に大宮城が開城したこともあり、富士上方は武田氏の支配下となった。この地域では武田信玄の側近家臣である原昌胤が大宮城を任され、郡司として富士氏の旧領の支配にあたることになる。武田氏における郡司とは、広域行政権を付与された支城主・城代のことである（丸島 二〇一六）。

富士上方における昌胤の活動は、元亀元年（一五七〇）五月の原昌胤奉書から確認することができる。これによると、武田氏は大宮城の拡張に着手したようで、富士山本宮浅間大社（以下、浅間大社）の一和尚清長の屋敷が大宮城の通路になることとなった。そのため、清長に対して大宮宿の伴野惣兵衛屋敷を渡し、居住するよう指示している（写真4-15）。武田氏による大宮城の拡張は、発掘調査からも指摘されている（本章第四節コラム）。

また昌胤は、元龜三年（一五七二）四月、今川氏のもとを離れた富士信忠が武田氏の本拠地である甲府へ赴く際、信忠が通る交通路の安全保障を信玄から命じられており、ここからも郡司としての役割をうかがうことができる。昌胤は天正三年（一五七五）、三河における長篠の戦いで戦死し、子である昌栄が跡を継いで郡司になったと考えられている（丸島 二〇一六）。

一方、内房を含む庵原郡では、穴山信君が支配にあたった。穴山氏は甲斐南西部の河内を支配する国衆で、武田氏と姻戚関係を結んでいる。信君の発給文書からは、内房や松野（富士市）・六原・興津（いずれも静岡市清水区）において所領を渡していることが確認できる。

武田氏の駿河支配の拠点となったのは江尻城（静岡市清水区）で、



写真 4-15 原昌胤奉書（一和尚宮崎家文書、個人蔵）

当初は重臣である山県昌景が城代として在城していた。しかし、長篠の戦いで昌景が戦死すると、穴山信君が城代となり、江尻城へ入ることとなった。

大宮の様相

大宮城の開城後、一時的に大宮司が不在となった浅間大社では、武田氏家臣の鷹野徳繁が派遣され、祭祀・経営・造営・財物管理をつかさどる大きな権限を有した（前田 一九九二）。元龜三年には社人の再編成も行われている。天正五年（一五七七）には富士信忠の子である信通が大宮司となった。

浅間大社の門前町であり、甲斐と駿河を結ぶ中道往還上の宿場でもある大宮は、今川氏の時代から六斎市が開かれていた。武田氏も天正八年（二五八〇）一二月、大宮西町の新市に市場法を出している。そこでは、市の日を一日・六日・十一日・十六日・二十一日・二十六日の毎月六度とし、押買など、市場における不法行為を禁止している。大宮における市場の拡大と商業の発展をうかがうことができる。

また、大宮の住人は、身分を問わず諸役の免除を受け、浅間大社の社中の清掃を命じられていた（写真4-16）。浅間大社を清浄な空間として保つためのもので、富士山への登山者など、参拝者の存在も意識したものと考えられる。それでも清掃の役を務めない者はいたようで、きちんと役を務めさせるよう、武田氏は大宮司（富士信通）に指示している。

富士上方の支配

天正六年（一五七八）二月、武田勝頼（信玄の子）は、富士上方の武士に対して、公用の役や郷中の善悪改めを勤めるよう指示し、不正を働いた者は成敗するとしている。同一内容の文書が各地に出



写真 4-16 武田家朱印状（大宮司富士家文書、静岡県立中央図書館蔵）

されたようで、小泉に残る文書では七人の有力者の名前が並ぶ（写真4-17）。こうした人々が武田氏の地域支配を支えていたと考えられる。

そのほか、富士上方では、富士北山の山作衆らの活動が知られる（本編第一章第一節）。彼らは城の材木・板などの奉公を勤めており、天正七年（一五七九）には駿河・遠江の往来にかかる諸役が免除された。山作衆の広域に渡る活動と、それに保護を与え、活用する武田氏の姿を見ることが出来る。

また、今川氏の時代に続き、富士金山（麓金山）の経営も行われていた。天正五年一二月、穴山信君は竹川肥後守に対して藤左衛門後家の跡式の相続について指示しており、その中に家屋敷などとともに堀間が見える。堀間は金鉱を掘る坑道のことである。金山経営が続けられていたことや、堀間が財産とされていたことがうかがえる。

富士川渡船の要地で船役所が置かれていた橋上（本編第一章第五節）では、モジリによる漁が行われていた。穴山信君は、同地の七郎左衛門らに対して、奉公に努めるよう指示している。

交通路の整備と伝馬制

駿河における武田氏の領国支配で特徴的なものとして、交通路や伝馬制の整備がある。戦国時代、甲斐と駿河を結ぶ主要な交通路として、中道往還と駿州往還があり、武田氏・穴山氏はこの交通路の整備に力を注いだ。

中道往還では、大宮城開城直後の永禄一二年七月に小林七郎左衛門尉が根原郷や関所を与えられている。根原は甲斐・駿河の国境付近にあることから、大宮までの交通路確保を意図したものと考えられる。

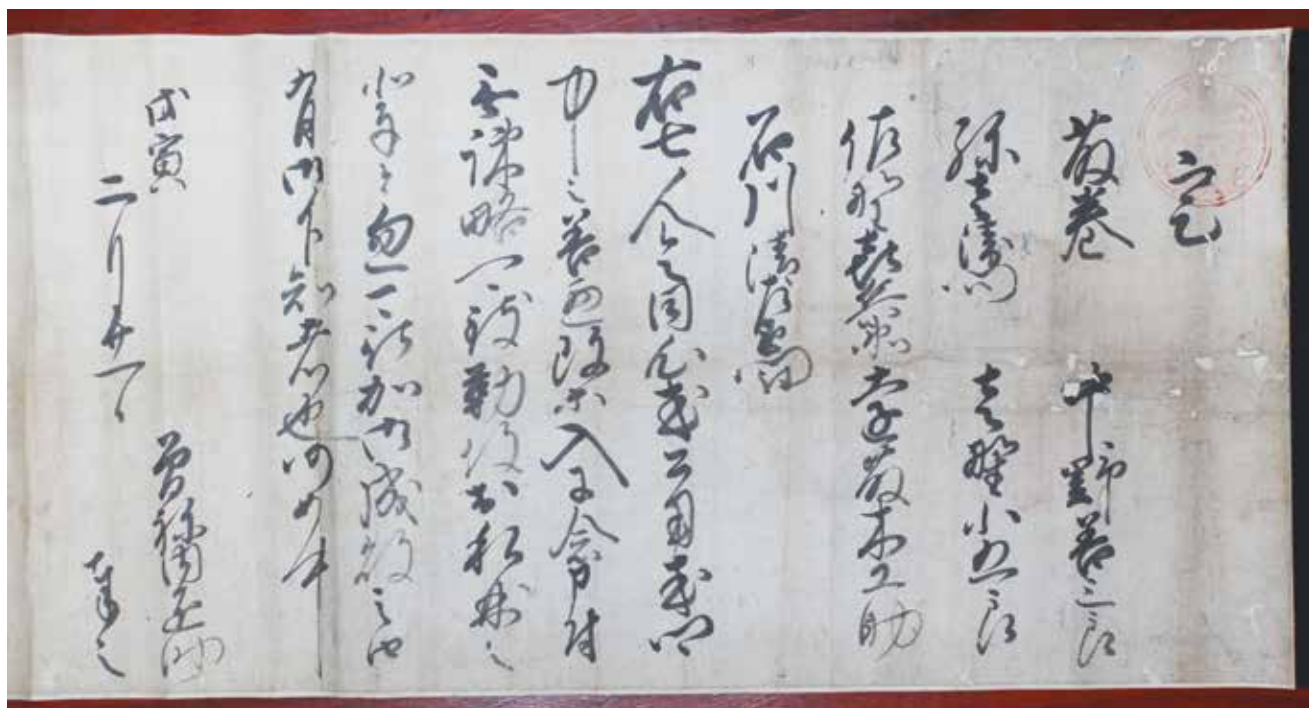


写真 4-17 武田家朱印状（小泉中野家文書、個人蔵）

冒頭の「定」に続いて、藤巻・中野善三郎・弥左衛門尉・吉野小五郎・佐野喜兵衛・遠藤木工助・石川清左衛門尉の名前が見える。

また、翌年の元龜元年には、齋藤半兵衛が上井出において新宿にいじやうの設置を認められている。これにより、上井出宿は四年間諸役を免除されるとともに、大宮への使者送迎や伝馬役負担を勤めることとなった。これは、半兵衛が上井出から大宮まで武田氏の使者を警護できる実力を持っていたことも意味する。

新宿の設置は、有力百姓らの開発の要求を戦国大名が取り込んだものとする指摘がある（池上 一九八四）。この場合も武田氏と齋藤半兵衛の双方に上井出を新宿として開発する利点があり、新宿の設置により交通路の整備と維持が図られた。

武田氏は天正三年から四年（一五七六）にかけて、駿河の六カ所（蒲原・厚原・根原・竹下・棠沢・沼津）に対して、詳細な伝馬だま掟を定めている。このうち、厚原・根原は中道往還上に位置する。掟の内容としては、伝馬の公用と私用との区別や、一日に負担する伝馬の数、伝馬役を務めることによる諸役免除などについて定めている。北条氏の本拠地である相模さがみの小田原への伝馬の規定など、地域の事情により規定の異なる部分もあるが、駿河東部において統一した伝馬制が順次定められていったものと考えられる。

駿州往還では穴山氏が重要な役割を果たしていた。穴山氏は甲斐の南部宿（山梨県）で伝馬掟を定めているほか、伝馬手形の発給も行っている（本編第一章第五節）。この時期の穴山氏の発給文書には、内房や松野（富士市）、宍原・興津（ともに静岡市清水区）などで家臣に所領を与えるものを多く確認でき、交通路沿いの支配強化に乗り出していたことがうかがえる。武田氏に仕えた富士信忠が興津・宍原の間に居住するよう指示されているのも、このことと関連するかもしれない。

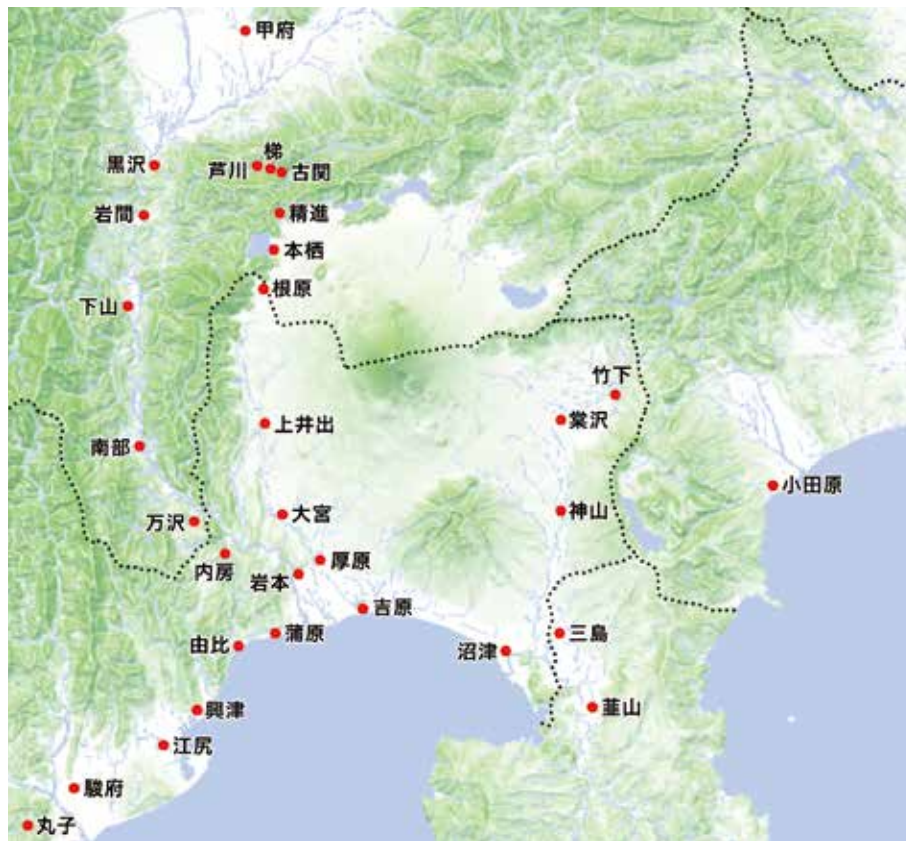


図 4-11 武田氏の領国支配と駿河（地理院地図 Vector を加工して作成）

第六節 武田から徳川へ

武田と徳川の争い

駿河一国を領国に加えた武田信玄は、織田信長と対決するべく、元龜三年（一五七二）に遠江に攻め入り、三方原で徳川家康と戦い勝利を収めた。翌元龜四年（天正元年、一五七三）春、信玄は三河に進むが、すでに病に冒されていたようで、まもなく軍を引き、四月一二日に信濃伊那郡で死去した。あとを継いだ子息の勝頼は、いつもの勢力拡大を試み、天正二年（一五七四）には遠江に攻め入って高天神城（掛川市）を手に入れた。天正三年（一五七五）四月、勝頼は三河に入り吉田城（愛知県豊橋市）に迫るが、家康は防戦にため、勝頼は軍を引いて長篠城（愛知県新城市）を包囲した。危機に直面した家康を救うため、信長は岐阜城を出て三河に赴き、五月二日に決戦がなされた（長篠の戦い）。戦いは織田・徳川の勝利に終り、勢いに乗った家康は東に兵を進め、遠江東部の小山城（吉田町）を攻めた。勝頼もこれに対抗し、遠江と駿河の国境地帯を舞台として武田と徳川の戦いが繰り返されることになる。

手痛い敗戦を喫したとはいえ、勝頼は意気軒昂で、駿河の統治も順調に進められた。富士宮地域においては、富士山本宮浅間大社（以下、浅間大社）にいた鷹野徳繁がまとめ役を担い、天正四年（一五七六）に浅間大社の遷宮が実現している。天正五年（一五七七）には勝頼に仕えていた富士信通が、晴れて浅間大社の大宮司に任命された。

武田勝頼は天正六年（一五七八）に信濃北部、天正八年（一五八〇）には上野（群馬県）のほとんどを手に入れ、領国を拡大させていたが、徳川との戦いと思うようにいかず苦勞を重ねた。天正五年に勝頼は遠江に攻め入るが、翌年には徳川軍が駿河に進み田中城（藤枝



図 4-12 武田氏と徳川氏の攻防（地理院地図 Vector を加工して作成）

市)を攻撃した。天正七年(一五七九)四月、武田軍が遠江に入つて高天神に陣取り、家康も浜松を出てこれに向き合った。九月には徳川軍が駿河に攻め入って当目坂(焼津市)と用宗城(静岡市駿河区)を押さえ、翌年五月にも徳川軍が駿河田中城を攻めるといふように、しだいに徳川が優勢になってゆく。そして天正九年(一五八一)三月、高天神城が陥落して、武田は遠江における拠点を全て失った。一方の家康は、苦難を乗り越えて、遠江一国の領有をようやく実現したのである。

織田信長の「御成」

武田氏は甲斐・信濃・上野・駿河にまたがる広大な領国を有する強大な戦国大名だったが、その滅亡はあつけないものだった。天正一〇年(一五八二)になると木曾義昌(信濃南西部の領主で勝頼に従っていた)が織田信長と通じて離反し、織田信忠(信長の嫡男)を大将とする軍勢が信濃に攻め入った。徳川家康も浜松から出陣して駿河に向かったところ、江尻城代の穴山梅雪(信君)は情勢を察知して味方となり、家康はさらに軍を進めた。三月一日、武田勝頼は甲斐の田野で討死し、武田氏は滅亡した。甲斐に入ってきた信長はここで武田の遺領を諸将に配分し、家康は駿河一国を与えられた。

織田信長は四月一〇日に甲府を出発し、帰還の途にいたが、多くの配下とともに悠然と旅を進める、王者のデモンストレーションともいえる行動だった。一行は富士の大宮にやってくるが、旅のありさまは太田牛一が著した『信長公記』に詳しく記されている(写真4-18)。

一二日の未明、信長は本栖を出発して富士山麓を南に進んだ。四月とはいえ真冬のような寒さだった。富士の裾野の「かみのが原」

「井手野」で、小姓衆たちが馬に乗って走りまわる「御狂い」というパフォーマンスがなされ、近くにある「人穴」も見物した。ここには「御茶屋」が作られていて、大宮の社人や社僧たちが罷り出て御礼を申し上げ一献を進上した。天気もよく富士山も「御覧」になれたようで、「高山に雪が積もっていて、白い雲のようだった」と記録にみえる。「上井手の丸山」は源頼朝が巻狩りの際に「狩倉

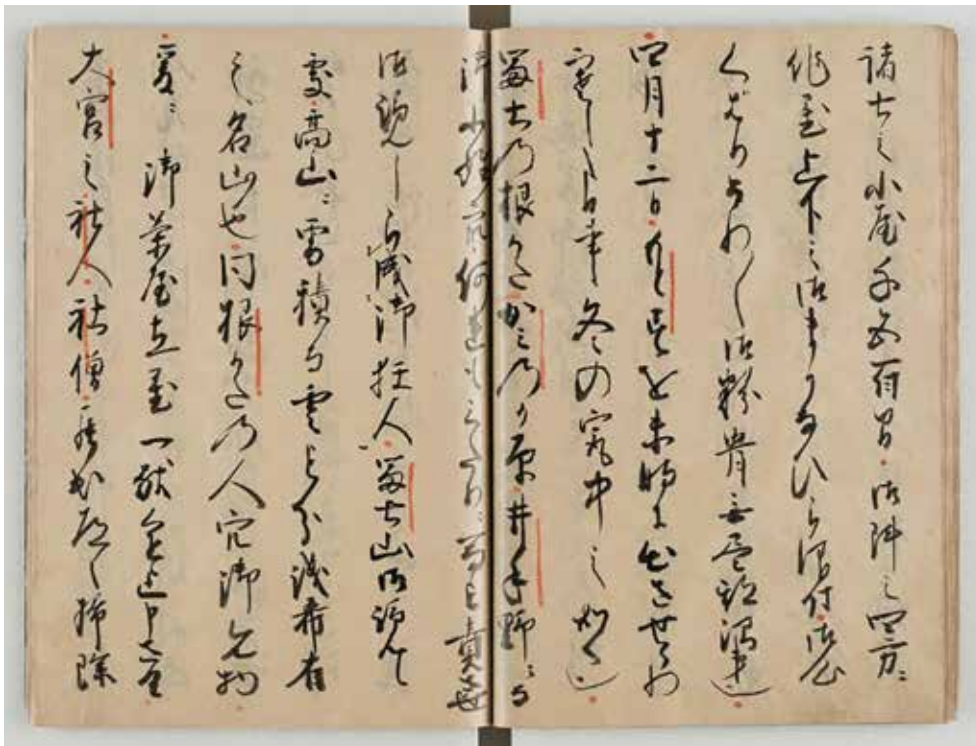


写真 4-18 信長公記 (池田家本、岡山大学附属図書館蔵)

の屋形」を建てたところで、西の山には「白糸の滝」があった。こうした「名所」についていろいろ尋ねた後、信長は旅を進めて大宮に到着し、浅間大社の社内に一泊した。信長の御座所には金銀がちりばめられ、一行が宿泊するための建物も整備されていた。徳川家康も同行していたが、信長はここで家康に脇指・長刀と馬を与え、翌日の夜明けに大宮を出発、富士川を越えて蒲原に至った。

武田から徳川へと支配者は入れ替わり、地域の人々は時代の変化をそのまま受け入れた。浅間大社の社人・社僧をはじめ、織田信長の権力を目の当たりにした人たちは、道を整備したり、建物を造築したりしながら、信長とその一行をきちんと迎え入れたのである。

徳川家康の時代

家康はこの後、安土城（滋賀県近江八幡市）に赴き信長と会見したあと、和泉の堺（大阪府堺市）に滞在していたが、ここで信長が明智光秀の軍勢に襲われて落命したという知らせを受ける（本能寺の変）。家康は家臣たちとともに必死の逃避行を試み三河に帰ったが、別行動をとった穴山梅雪は途中で襲撃されて命を落とした。

その後、家康は西に向かって出陣するが、尾張の鳴海（名古屋市長区）まで進んだところで、羽柴秀吉（後の豊臣秀吉）が明智との戦いに勝利したという知らせが届いた。上方に行く必要はないと考えた家康は、東に向かって軍勢を進め、七月七日に駿河の大宮・金宮（淀師）に到着、翌日には甲斐に入り、まもなく甲府を押さえた。この後家康は北条氏の軍勢との戦いを続けたが、一〇月には北条との和睦を果たし、甲斐と信濃南部を領国に組み入れることに成功した。徳川領国は三河・遠江・駿河・甲斐・信濃と連なる五カ国に拡大したのである。

この後、家康は新たに領国となった駿河や甲斐の統治を推し進め



写真 4-19 富士見石（富士宮市立中央図書館の前、写真右手）

織田信長が腰掛けて富士山を眺めたといわれる石。写真左側の道祖神の左側面には富士見石の由来が刻まれている。

た。天正一〇年一月、家康は各地の領主たちに朱印状を遣わし、所領の支配を認めているが、富士宮地域の人たちもその中に含まれ「富士上方」の大名直轄領から「蔵出」として給分を与えられていた者もいた。天正十一年（一五八三）五月には、「富士北山」の山作衆四九人と、金山衆二二人に朱印状を遣わして、特定の役を勤めるかわりにそれ以外の諸役を免除すると約束している（写真4・20）。山作衆は江尻城（静岡市清水区）・興国寺城（沼津市）や本栖大宮などで使用する葺板や材木を提供すること、金山衆は城攻めの時には駆け付けて奉公することが義務づけられていた。

浅間大社にいた鷹野徳繁と大宮司の富士信通はともに家康に従ってその立場を認められ、大社の人々や各地の寺院も権益をそのまま保証された。これまでの秩序を変革しようとはせず、地域の人々の要請を受け入れて現状を維持するという穏当な形で、家康は統治を進めたのである。なお、穴山梅雪が治めていた地域の支配は子息の勝千代が受け継ぎ、内房郷の人たちに川除普請を命じたりしているが、天正一五年（一五八七）に勝千代が死去したことにより、こうした地域も家康の支配下に収められた。

五方国を領する強大な大名となった徳川家康は、やがて羽柴秀吉と対決、天正一二年（一五八四）には尾張で対陣するが（小牧・長久手の戦い）、結局は鉾を収め、天正一四年（一五八六）に秀吉と和睦し、以後は秀吉の政権を支える大名として、居城と上方を行き来しながら生活した。天正一三年（一五八五）から駿府（静岡市葵区）に城を築きはじめ、翌年の末には浜松から駿府に居城を移した。そして天正一八年（一五九〇）、小田原の北条氏が滅亡すると、家康は秀吉から国替えを命じられて江戸城に移り、駿府城には秀吉の家臣である中村一氏が入った。戦国の世はようやく終わりを告げ、新たな時代を迎えることになるのである。

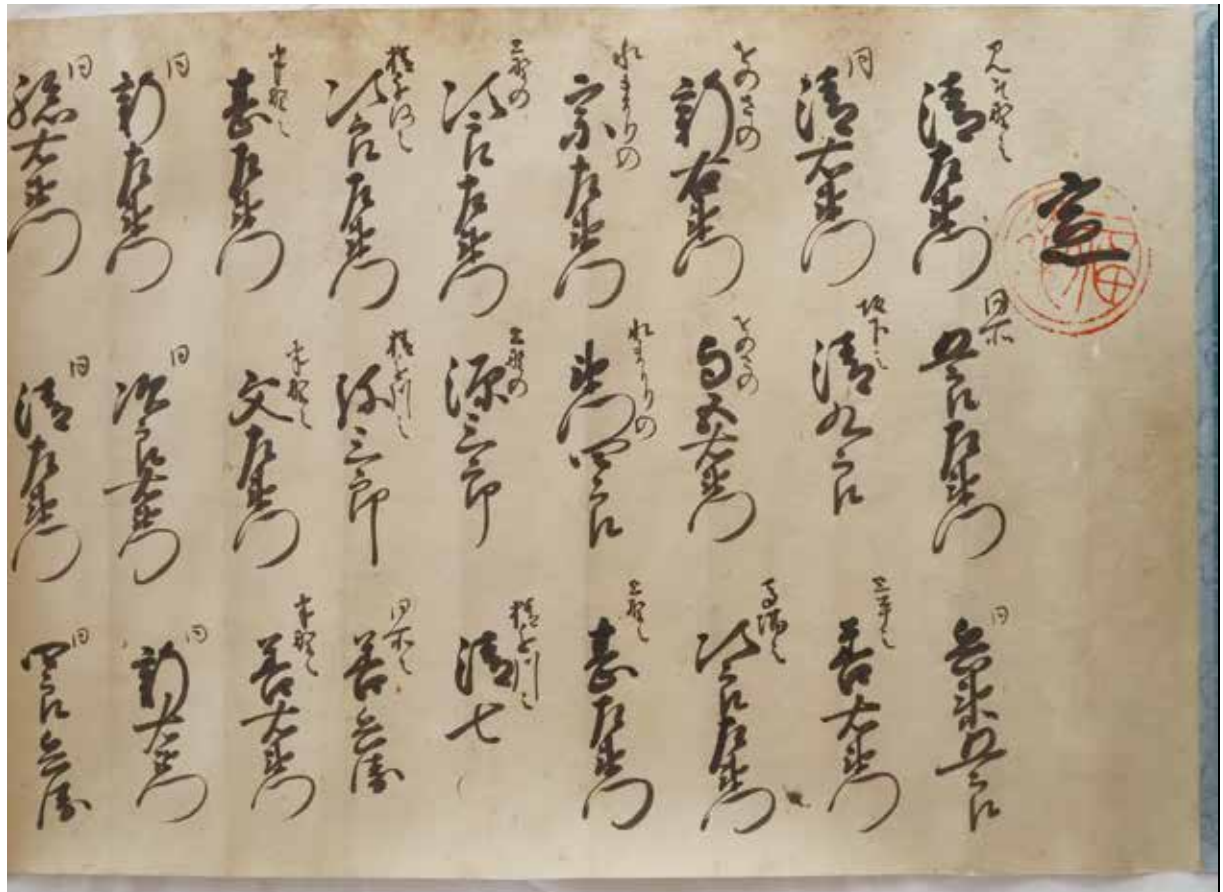


写真 4-20 徳川家康朱印状（上井出木本家文書、個人蔵）
富士北山の山作衆 49 人に遣わしたもの。

第七節 徳川氏の領国経営

井出正次ら地方支配担当者の役割

天正一〇年（一五八二）二月に始まる甲斐侵攻による武田氏滅亡から、天正一八年（一五九〇）までの間、富士宮市域は徳川家康の支配するところとなった。徳川氏の領国支配の足跡は、領国支配に關わって発給された文書から知ることができる。そして、これら文書類の発給者こそが、領国支配において活躍した地方支配の担当者たちである。

まずは徳川氏の領国支配文書の発給者に注目して、地方支配の担当者を明らかにしたい。当該期における市内関係の領国支配文書は、現状では二九点確認できた。これらの発給者あるいは奉者としては、井伊直政、松井忠次、井出正次、清徳長、本多忠勝、高木広正、倉橋政範、本多正信、鷹国、小栗吉忠、寺田泰吉、伊奈忠次、加賀爪政尚などがいた。文書の形式的には家康朱印状が三三点、七カ条定書が三点、そのほか手形・書状類が三三点である。このうち、井出正次は、一九点の文書の発給者となっており、市内の郷村に対する支配に最も大きな足跡を残している。

井出正次を輩出した井出氏は、藤原為憲の子孫二階堂政重が富士郡井出郷に居住したことから始まる。そして、正次の父正直は、今川義元・氏真に仕えたという。

正次は、慶長一四年（一六〇九）二月二六日、五八歳で死去していることから、生年は天文二二年（一五五二）のことと推定される。当初は父と同じく今川氏真に仕え、永禄二二年（一五六九）には武田氏との合戦において軍功をあげ北条氏政より感状を与えられるなど武将としての活躍が見られた。家康の甲斐侵攻に際して拝調し、代官に任じられたのは、天正一〇年のことであった。天正一八年に、



写真 4-21 市内に残る井出正次の供養塔（左：宝町本光寺、右：北山本門寺）

家康の関東への領地の異動により、正次は伊豆へ知行地・代官領を移されて、三島代官に就任し、死去までその職をつとめた（『寛政重修諸家譜』巻第一一〇〇、関根 一九九二）。

以降は、井出正次の業績を中心に天正期における徳川氏の富士宮市域に対する支配を概観したい。

北山用水（本門寺用水）の開削

徳川氏の五カ国領有期における井出正次の主な業績としては、北山用水（本門寺用水）の開削と麓金山支配があげられる。

北山用水は本門寺用水ともいい、横手沢（現内野）で芝川に設けた取水門（大井口）を起点とし、そこから埋樋や排水門によって、猪窪川・芝山区郡野沢・潤井川を通過し、上井出へ続く用水である（写真4-22）。用水路からの分水口は新田堀・上原用水堀・寿命寺堀など一二あり、さらに本妙寺裏（埋樋）の排水門付近で本門寺堀・山宮用水堀を分水し北山の小堀へ続いている。なお山宮用水は万野用水へつながる。

北山用水開削事業は、天正一〇年の武田氏との戦いに際して、徳川家康が北山本門寺の日出の請願に応ずる形で開始された。そして、天正一〇年二月付で正次が発給した「手形」（北山本門寺文書）から、実質的に事業の実施を主導したのが正次であることと、事業の概要を知ることができる。この事業概要は、次のとおりである。

- ①横手沢村内の芝川に、一〇〇間四方の井口（取水口）を設置。
- ②距離二里・幅三間の用水路を開削。
- ③井口・用水路を除地とする（年貢を免除）。
- ④用水路維持管理に関する諸役は利用する村々の負担とする。
- ⑤水番として四軒の堀久保百姓を置く。



写真 4-22 北山用水絵図 取水口付近（旧北山村役場文書）

麓金山支配

毛無山南東麓に位置する麓金山に対する支配については、前節でも触れたが、ここでは麓金山支配に井出正次が深く関わっていたことについて述べる。

井出正次は、天正十一年（一五八三）五月三日付の太田伊賀守・竹川藤左衛門・石川佐渡守・金山三二人衆に宛てた朱印状の奉者となっている。このほか、関ヶ原の戦い以後となるが、慶長七年（一六〇二）四月十九日付「志村甚之助証文」の宛所・奥書への署名・捺印が確認される。さらには、年不詳二月二十六日付で甚兵衛・市右衛門に宛てた「書状」の発給者となるなど、麓金山に関するいくつかの文書をやり取りしており、金山との間にかなり深い関係を有していたことが確認される。また、先述の北山用水開削事業実現の背景として、正次と麓金山の金山衆が密接な関係にあったことも十分に推測できる（関根 一九九二）。

宿場・伝馬に関わる支配

徳川氏は駿府（静岡市葵区）を起点に甲府まで通じる重要な街道沿線に、伝馬（公用の人や物を運ぶ馬）を継ぎ立てるため、市内では天正十一年に上井出・人穴・根原の集落を今川氏・武田氏領有期と同様、宿場に指定した。

このうち上井出の宿場指定に関する史料として、「上井出宿中百姓等」に対して、天正十一年閏正月十九日付で、倉橋政範を奉者として発給された徳川家康の朱印状（写真4-23）から、上井出が宿場に指定されたことがわかる。その内容は次のとおりである。

①天正一〇年、織田・徳川方が甲州へ侵攻した際に、上井出へ夜襲をかけ、「男女等」を「討捕」り「撃散」したため、伝馬役負担の百姓等が「退転」した。

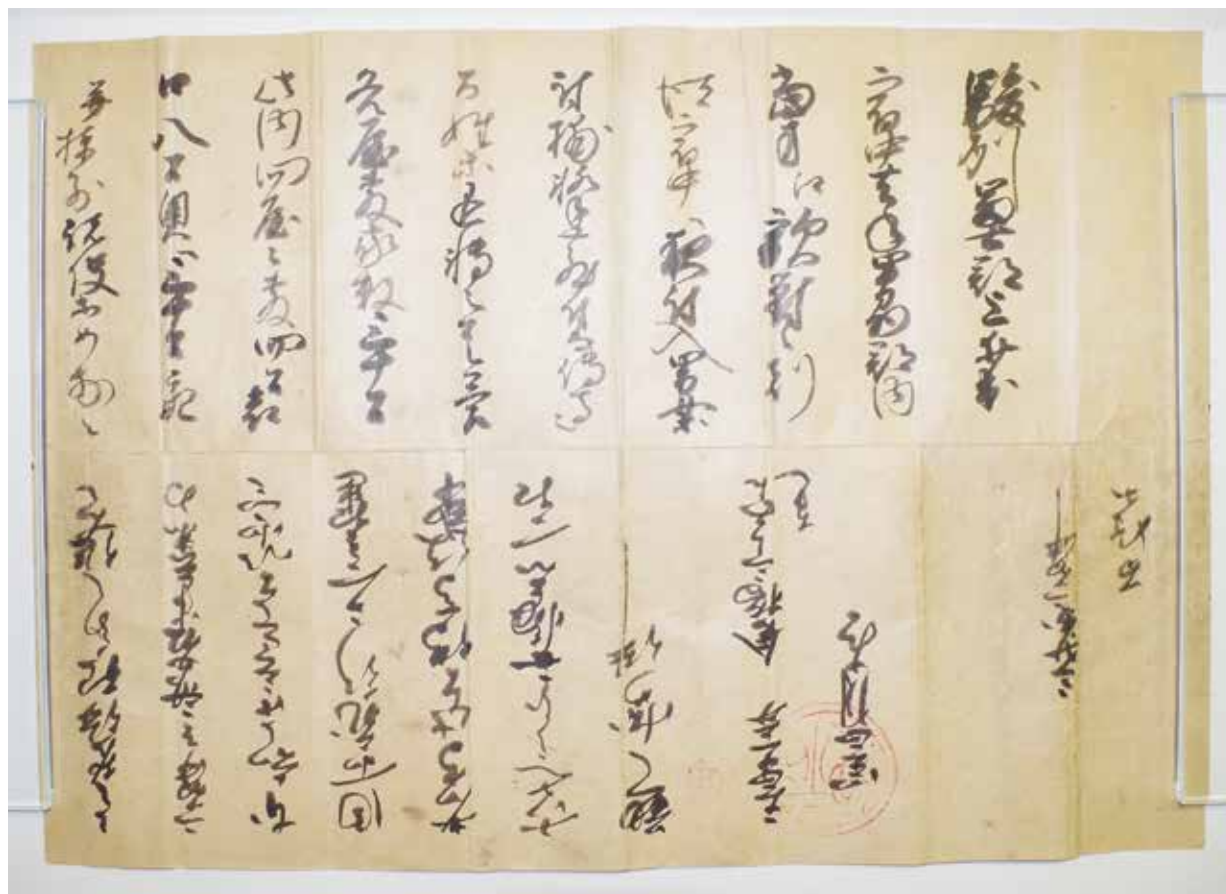


写真 4-23 徳川家康朱印状（上井出区有文書）

②今回、伝馬役負担の百姓屋敷三〇軒（うち四軒は問屋屋敷）について、表の間口八間・奥行き三〇間ずつ、それぞれ棟別・諸役等の負担を従来通りに免許する。

③宿場一帯は齋藤半兵衛の本知行との申告があったが、その知行は北山地内へ新たに宛行う予定である。

④伝馬役二六疋を負担すること。

また人穴に対して、天正一一年七月一三日付の本多正信を奉者とすする朱印状が発給されている（写真4-24）。その内容は、人穴宿中に対して田畑を「不入」とするので、その主旨を踏まえて居住せよというものであった。このうち田畑の「不入」とは、慶安四年（二六五二）一〇月一八日付「井出正勝黒印状」より、田畑に対する諸役免許であることがわかる。また「不入」の主旨とは、宿中に宛てて発給されたことから、「不入」の条件たる伝馬役負担を指すものと推測される。したがって、この朱印状も人穴集落を宿場に指定したものではないだろうか。

さらに根原にも、天正一一年一〇月五日付「徳川家康屋敷給分安堵朱印状」が、井出正次を奉者として「根原伝馬人」宛てに出され、大宮地内に屋敷分七貫文の給与と伝馬役負担を命じられている。したがって、根原も朱印状により宿場に指定されたことが確認できる。

徳川領国総検地

徳川領国総検地は、天正一七年（一五八九）から一八年にかけて、領国一円に対し実施された。この検地は、徳川氏直属の奉行衆により、郷村単位で実施された。また、厳密な土地把握（全ての所領の得分や耕作者まで）に基づき、統一的な知行制の基準としての俵高ひょうたか制が採用されたことから、従来の戦国大名検地よりも一段と進化し、

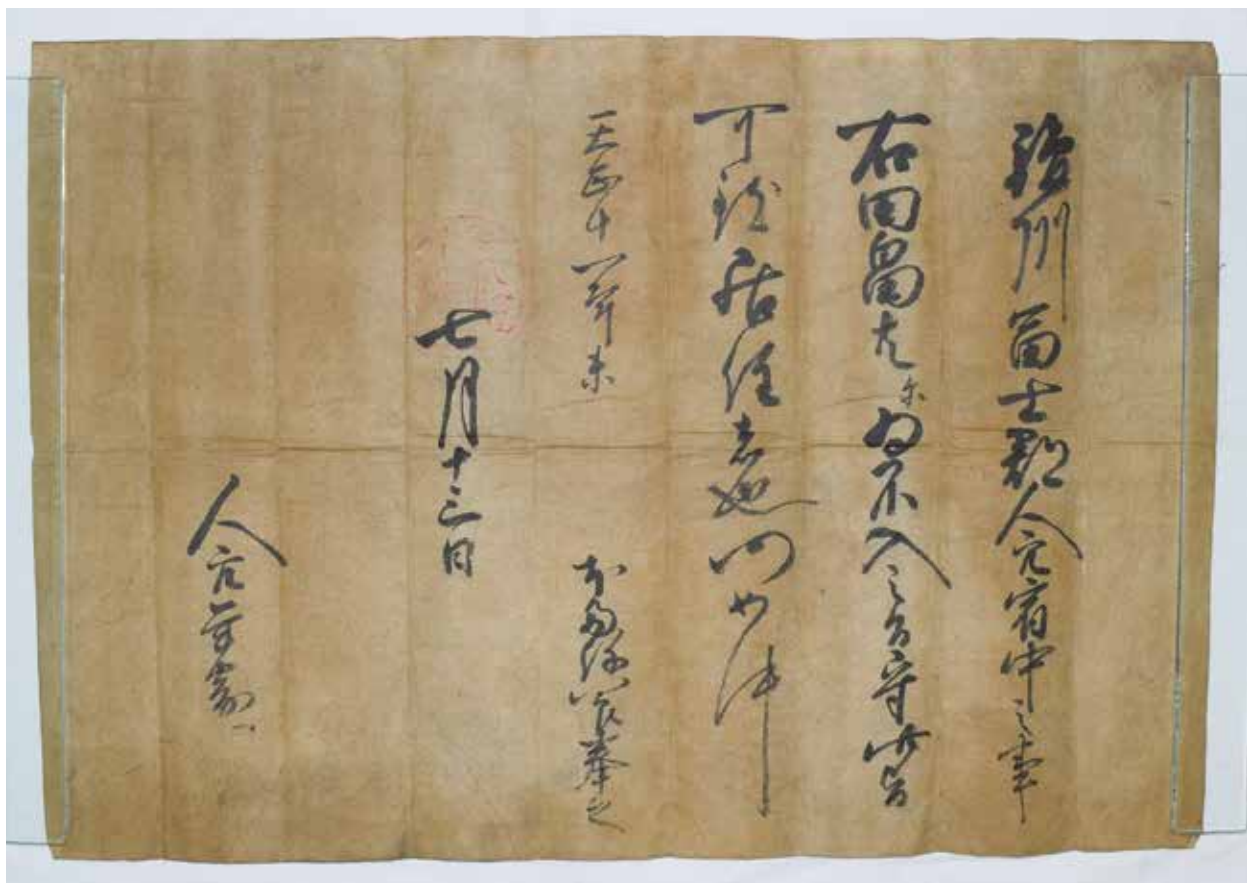


写真 4-24 徳川家康朱印状（人穴赤池家文書、個人蔵）

太閤検地（豊臣政権が直接行った狭義の太閤検地は、天正一〇年から慶長三年のこととされる）以降の近世検地に近いものであった。

検地の実施状況は、『家忠日記』『当代記』などの諸記録類やそのほかの関連史料から確認できる。例えば、駿河では、『駿河志料』巻一の「天正十七年本国総地検ありて、伊奈熊蔵・内記々々助・松下孫十郎奉れり」という記述より、伊奈忠次を検地奉行として総検地が実施されたことが確認できる。

一方で、徳川領国総検地において駿河で確認されている検地帳は、由比郷のもの一点のみであり市内からは未発見である。しかしながら、次の史料から市内における検地の実施が確認できる。天正一八年三月一〇日、井出正次が本門寺重須納所に宛てて発給した「井出正次書下」（写真4-25）に、「御縄打之上、寺内門前之外式百八拾俵之縄之上、百八拾表之儀ハ」との文言があり、「御縄打」（検地）による一八〇俵の俵高の確定が確認されるのである。

また、中村一氏が駿河の支配を始めた直後の天正一八年一二月二八日、富士大宮司に宛てて発給された「豊臣秀吉朱印状」には、富士浅間本宮神領として「百七拾壹石式斗六升 黒田郷」などの石高記載がある。慶長期の太閤検地の一環である中村一氏検地実施以前の段階で、神領に石高記載が見られることは、石高制へ円滑に移行できた前提として、俵高制のもととなった徳川領国総検地が市内各地で実施されたことを十分に想定させるものである。

七力条定書（写真4-26）

天正一七年から一八年に徳川領国の郷村に一斉公布され、徳川領国領有期の農村支配の基本方針を明示したのが、七力条定書である。

駿河・遠江を中心に、徳川氏領国の郷村に対して、天正一七年七月七日に一一三通が集中的に配布され、その後翌年二月までに信濃

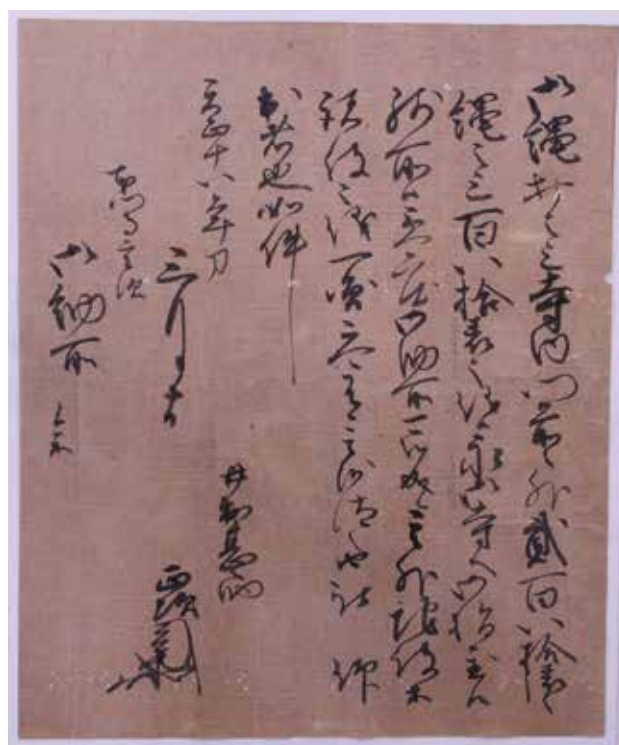
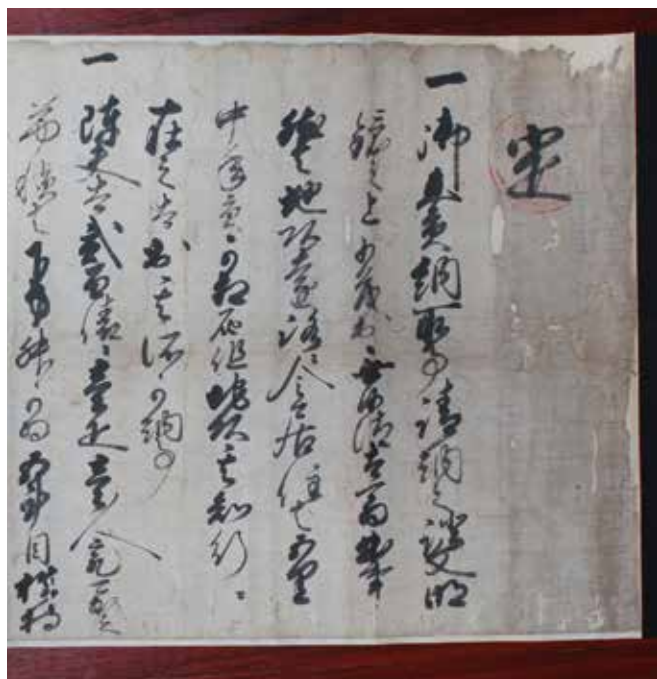


写真 4-25 井出正次書下（北山本門寺蔵）



を除く四力国に合計一八八通が出された（本多 一九八九）。

市内では、天正一七年一月二三日付が小泉と山本に、同年二月一三日付が長貫に残ることが確認されている。定書の内容は、次のとおりである。

①年貢納入について

- ・無沙汰（年貢の未納）は曲事（違法行為）とする。
- ・地頭（給人）の居住地が遠隔地の場合、五里以内に知行がある場合は、そこで納入する。

②陣夫役（戦場での百姓による物資運搬や雑用など）負担について

- ・所持高二〇〇俵につき馬一疋・人足一人。
- ・荷積みは下方升五斗。
- ・人足の扶持米（給与の米）六合・馬の大豆一升を地頭が負担。
- ・馬を所持しない場合は歩夫二人を負担。
- ・夫免は一段につき一斗とする。

③百姓屋敷分については、一〇〇貫文につき三貫文の割合で中田

（年貢徴収高が中位の水田）として下付（所持を認める）する。

④百姓の動員について、地頭は年間二〇日、代官は一〇日以内、家別に動員。扶持米は六合。

⑤四分一役（労役の一種）は一〇〇貫文につき二人の割合。

⑥年貢納入について。風水害に被災した年は、春法（現地調査に

基づき徴収率を算出する年貢徴収方法）とし、生粃で算定する。

⑦竹藪所持者は、年に公方へ五〇本、地頭へ五〇本納入とする。

これをまとめると、年貢に関わるもの①⑥、夫役に関わるもの②④⑤、その他③⑦であるが、夫役関係については、小田原攻め直前段階ゆえに戦闘への動員を想定したものと注目される。

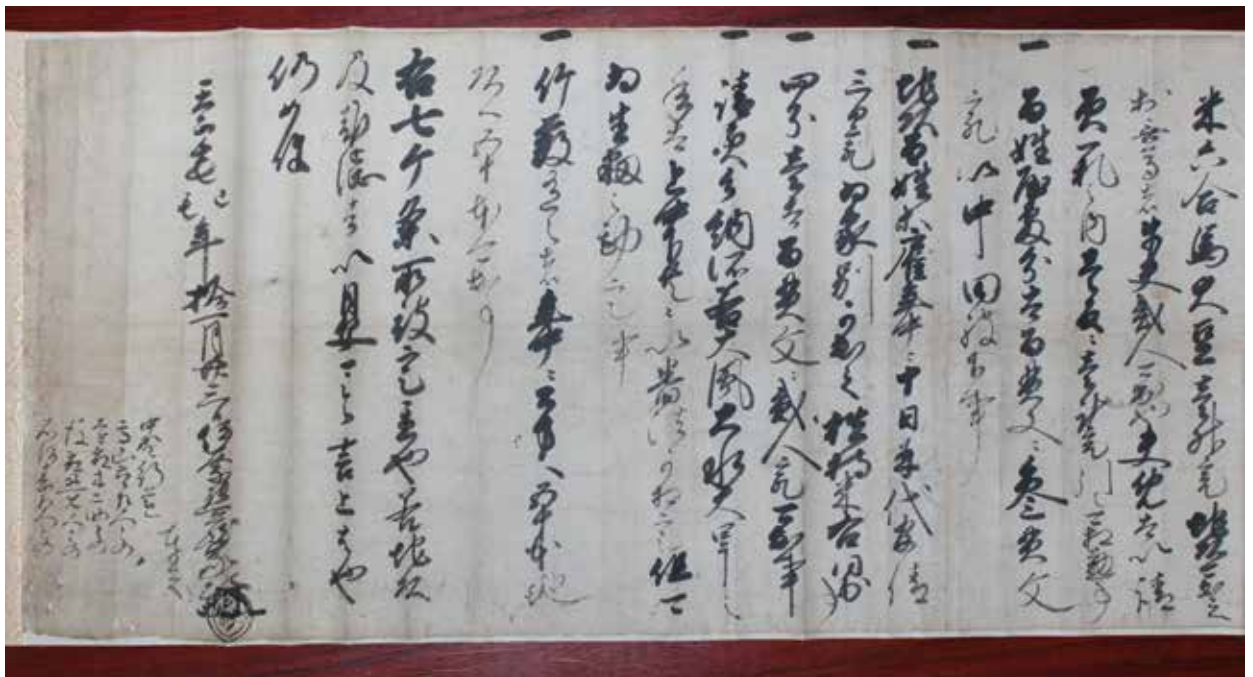


写真 4-26 七力条定書（右：前半 左：後半、小泉中野家文書、個人蔵）

第八節 戦国時代の地域社会

大宮のまち

永祿九年（一五六六）、今川氏真は富士信忠に定書を与え、その中で富士山本宮浅間大社（以下、浅間大社）社中の掃除とともに、門前町である大宮の宿中に不浄を出さないよう定めている（写真4-27）。これは寺社の維持・管理のみならず、大宮を訪れる富士山への登山者も意識し、宿中を清浄な空間として保つ意図があったと考えられる。同じ定書の中には、「御手洗水」（湧玉池）での物洗いを禁止する条文も見える。湧玉池は富士山へ向かう道者（登山者）が垢離をとった場所である（本編第五章第五節）。

浅間大社社中・宿中の維持・管理を担ったのは、大宮に居住する人々であった。天正六年（一五七八）に発給された武田氏の朱印状によると、彼らは諸役を負担を免除され、その代わりに社中・宿中の清掃を命じられていた（本章第五節）。

また大宮は、人や物資の集まる場所で、今川氏や武田氏が駿河国を支配していた時期から毎月六度の市が開かれていた。

徳川家康は、街道を上り下りする商人に対して、大宮で出会い、商売をするよう指示している。大宮が人・物資・金の集まる場所だったことを示している。

戦乱と社会

戦国時代は常に戦争と隣合わせの社会だった。富士宮市域では、河東一乱（本章第一節）や、武田信玄の駿河侵攻（本章第四節）などがあり、人々の暮らしに大きな影響を与えた。例えば今川義元は天文二十一年（一五五二）、村山の鏡坊に与えた文書の中で、河東一乱より前の借錢・借米について、銭主（債権者）が敵地（北条氏

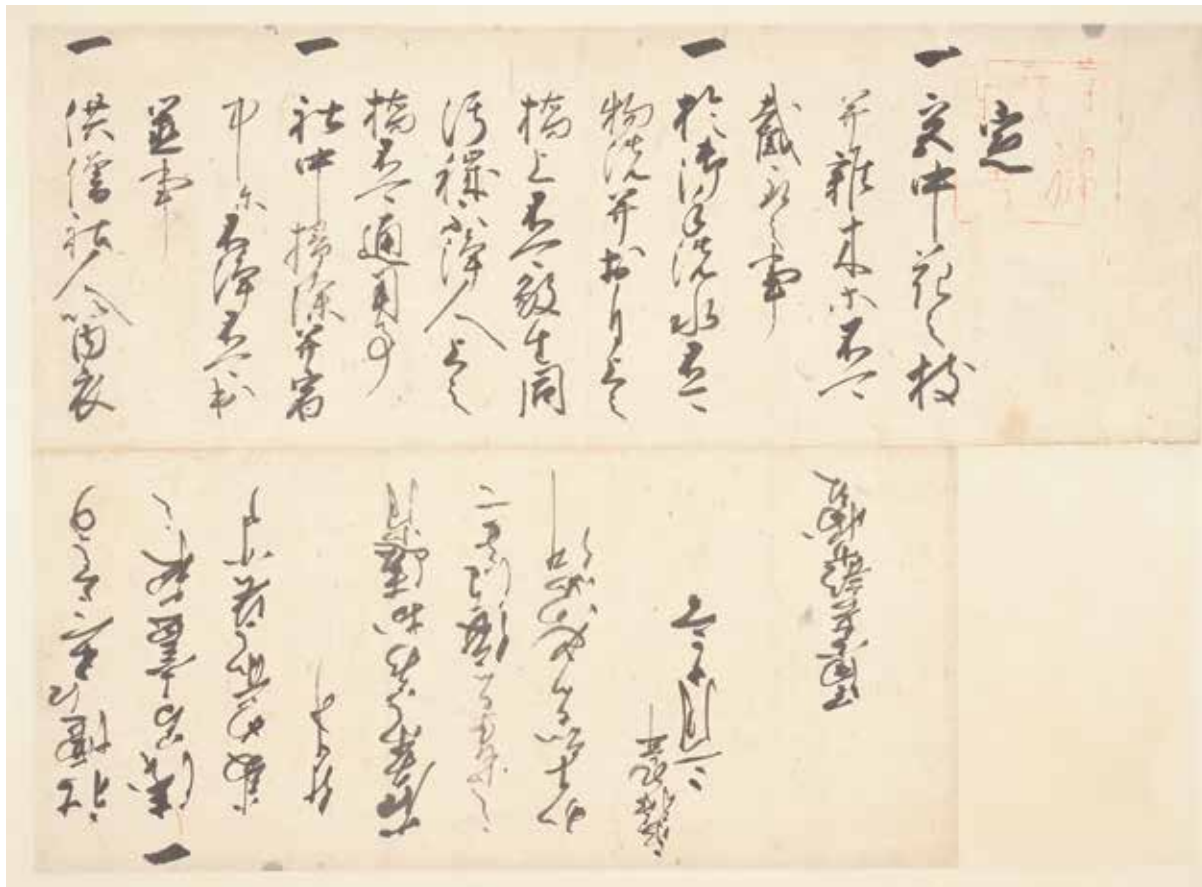


写真 4-27 今川氏真朱印状（大宮司富士家文書、静岡県立美術館蔵）

2 条目で御手洗水における物洗いの禁止、3 条目で社中における掃除について定めている。

領)へ行った場合、破棄するとしている。

また、戦国大名同士で戦争が起こり、敵の軍勢が押し寄せてきた時には、村や神社の人々は、敵の陣地へ赴き、軍勢の濫妨狼藉を禁止する禁制の発給を受けることで平和を保った。相模の北条氏綱は河東一乱の際に大石寺や北山本門寺に禁制を発給し、武田信玄は駿河侵攻の際に光徳寺・先照寺・稲子・大久保などに禁制を発給した。天正一〇年(一五八二)、織田軍・徳川軍・北条軍が甲斐・駿河の武田氏領国を攻撃したときにも、多くの地域が戦乱に巻き込まれた。この時、駿河には徳川軍と北条軍が攻め込んだ。

逆林(精進川坂林)と布沢(上柚野)では、人々が北条軍の侵攻を避けて近くの山の小屋に立て籠った。しかし、後に北条軍に味方することを誓い、大金を払って許されたようである(藤木一九九七)。その中で北条氏は、自らの軍勢が人々に手出した場合は、これを嚴重に処罰するとしている(写真4-28)。

また、武田氏の時代に斎藤半兵衛が新宿として開発した上井出宿では、天正一〇年に甲斐の軍勢による夜討ちを受けたという。これにより、宿の住民に犠牲者が出るとともに、住民が逃げ散ってしまい、伝馬役も勤められない状態になってしまった。武田氏の滅亡後に駿河国を支配した徳川家康は、宿中の棟別諸役を免除することに より、宿場の立て直しを図っている(本章第七節)。長引く戦乱は村や宿に大きな影響を与えた。

聖地への参詣

大宮と並んで富士登山の拠点であった村山(本編第三章第三節)は、戦国時代に多くの道者を迎え入れており、その様子は富士山本宮浅間大社蔵の富士曼荼羅図にも描かれている(本編第五章第五節)。

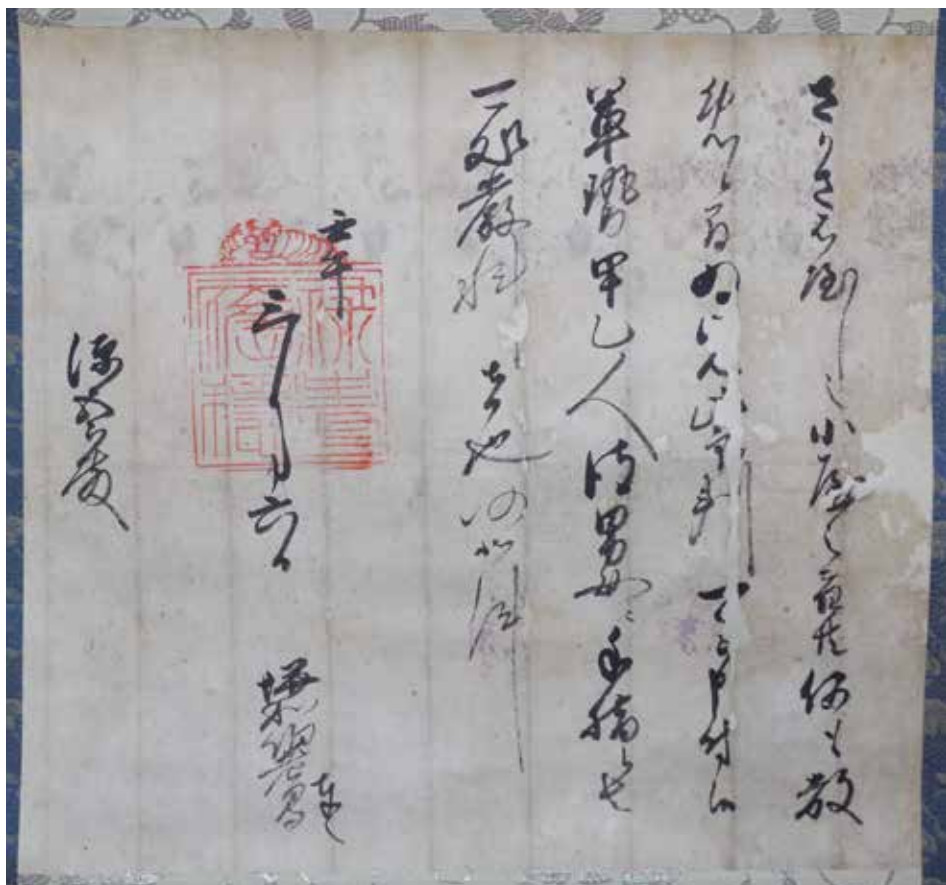


写真 4-28 北条家朱印状(精進川渡井家文書、個人蔵)

さかさはやし(逆林)の小屋の者共の赦免について記す。

ここでは、富士登山期間中の治安維持のため、戦国大名今川氏から掟書の発給を受けていた。

掟書の中では、穢れた者の村山への出入りを禁止するなど、この地が俗界と区別される聖地であることが示されている。また、富士山への参詣中は、道者の貸借関係や主従関係が消滅することも記され、参詣という行為が神仏の加護を受けたものであったことを示している（大高 二〇二一）。

一方、駿河国外への参詣では、高野山の事例がある。

天正二〇年（一五九二）三月、駿河国富士郡北山郷富士金山山川胡桃場村の竹川甚八郎・三枝八郎左衛門・望月藤次郎らは紀伊（和歌山県）の高野山に参詣し、子院である成慶院に親族の供養を依頼している。

戦国時代、高野山の子院は戦国大名らと師檀関係を結んだ。戦国大名はこれらの子院を領国の住人が高野山に参詣した際の宿坊に定めた。成慶院は武田氏と師檀関係を結んでおり、竹川甚八郎らの供養依頼はこれによるものと考えられる。竹川甚八郎は母親の逆修（生前供養）、三枝八郎左衛門は自らの子と舅（能田七郎左衛門）・姑、望月藤次郎は母の供養を依頼している。

この五人を含めて、成慶院の「駿河国日牌月牌帳」（成慶院・桜池院所蔵）には、富士金山川胡桃場村の人物一〇人の名前を確認することができる（丸島 二〇一〇）。表4-1はこの帳簿の中に見える被供養者・年月日・供養依頼者の一部をまとめたものである。表の中に見える「竹川肥後守」は穴山信君から家屋敷や金山の堀間などの所有を認められており（本章第五節）、「竹川甚八郎」は家康の代官である井出正次から金山の堀間の支配を任された人物である。「駿河国日牌月牌帳」は富士金山に関わる人々と、遠く離れた高野山をつなげる貴重な記録であると言える。

No	供養法	戒名	場所	被供養者	没年月日	西暦	供養依頼年月日	西暦	依頼者
1	月牌	義屋成性禅定門霊位	駿州富士郡北山郷金山川胡桃場村	竹川肥後守殿御老父			天正16年9月21日	1588	
2	月牌	花翁繁公座元禅師霊位	駿州之内北山之郷金山村川胡桃場				天正19年2月3日	1591	後住
3	月牌	月窓妙江禅定尼寿位	駿州富士郡北山之郷藤金山之内川胡桃場村	竹川甚八郎殿御老母			天正20年3月21日	1592	竹川甚八郎
4	月牌	華藻興春禅定門霊位	駿州富士郡北山之郷藤金山之内川胡桃場村	三枝八郎左衛門尉殿御実子	天正18年11月8日	1590	天正20年3月21日	1592	三枝八郎左衛門尉
5	月牌	菊隠常金禅定門霊位	駿州富士郡北山之郷藤金山之内川胡桃場村	三枝八郎左衛門尉殿御シウトメ能(三)田七郎左衛門尉殿	天正19年正月9日	1591	天正20年3月21日	1592	三枝八郎左衛門尉
6	月牌	桃屋貞見禅定尼霊位	駿州富士郡北山之郷藤金山之内川胡桃場村	三枝八郎左衛門尉殿御シウトメ能(三)田七郎左衛門尉殿御内方	天正17年5月25日	1589	天正20年3月21日	1592	三枝八郎左衛門尉
7	月牌	華林貞香禅定尼霊位	駿州富士郡北山之郷川胡桃場村	望月藤次郎御老母	天正11年正月13日	1583	天正20年3月21日	1592	望月藤次郎
8	月牌	道永禅定門 霊位	駿州富士郡金山川胡桃場村	竹川与市丞殿慈父	永禄6年7月13日	1563	文禄2年3月7日	1593	竹川与市丞
9	月牌	実溪禅定尼 霊位	駿州北山川胡桃場	竹川肥後守殿息女	天正20年8月14日	1592	文禄2年7月21日	1593	竹川肥後守息女悲母
10	月牌	道順禅定門 霊位	駿州富士郡金山河胡桃場	伊藤弥兵衛殿親			慶長6年5月7日	1601	取次富見院東来寺

表4-1 「駿河国日牌月牌帳」に見る富士郡金山の高野山参詣者と被供養者

富士宮市域の中世遺跡

中世には、大宮城跡や浅間大社遺跡・村山浅間神社遺跡・山宮浅間神社遺跡などのほかにいくつか遺跡が確認されている。ここでは、それらの遺跡について紹介する。

まず、丸ヶ谷戸遺跡があげられる(図4-13、写真4-29)。この遺跡からは円形や方形の墓と考えられる土坑が確認されたほか、溝跡や道跡、竪穴状の遺構が発見されている。道跡は二本発見されており、一本は一三世紀以前には使われたと考えられるが、一三世紀後半ごろにもう一方の道が西側に新たに敷設され、その役目を終えたと考えられる。

出土遺物は、瀬戸・美濃系の陶器や常滑系の陶器のほか、カワラケ、貿易陶磁器の青磁などがある。道跡や出土遺物からこの遺跡は、中世においてさまざまな物資が往来する主要な道に面して営まれた可能性が指摘できる。

次に月の輪上遺跡があげられる(図4-14)。この遺跡では、墓と考えられる土坑のほか、畑地に伴う地割もしくは根切りとして機能したとされる溝状遺構が発見されている。これに加えて、掘立柱建物跡が発見されている。掘立柱建物跡は、六軒見つかっているが、出土遺物や残存状況が良好でないため、時期を明確にすることが難しい。しかし、わずかに出土している遺物から一二世紀ごろであると考えられる。また、全ての建物の軸が同一であるため、それぞれに母屋・廁・納屋などの機能があると思われる、六軒で屋敷地を構成していると考えられる。

出土遺物はカワラケや常滑、渥美産の片口鉢などのほか、釘が出土している。

このほか、石敷遺跡でも土坑と溝状遺構が発見されている。溝状の遺構は降雨時の自然流路などが考えられる。遺物は貿易陶磁器である青磁のほか、カワラケ、瀬戸・美濃や常滑の陶磁器が出土している。

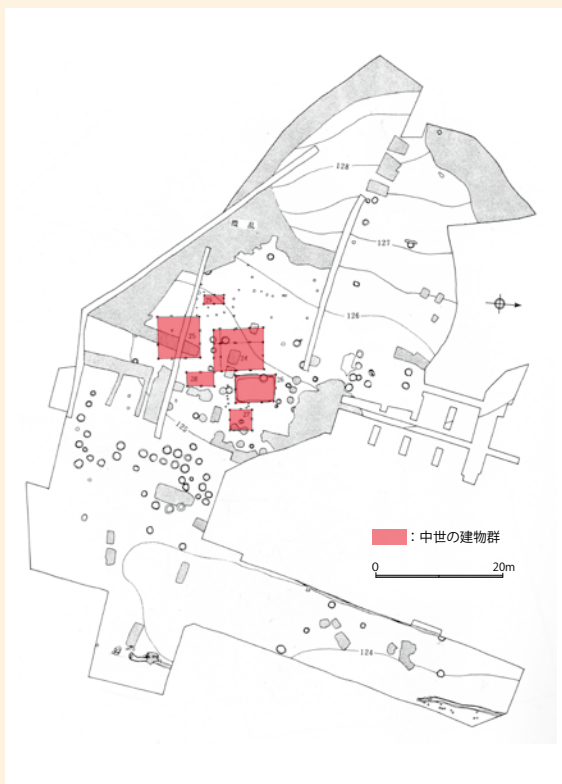


図4-14 月の輪上遺跡中世遺構群



図4-13 丸ヶ谷戸遺跡中世遺構群



写真4-29 丸ヶ谷戸遺跡出土中世陶磁器・カワラケ
①：国産陶器 ②：カワラケ ③：貿易陶磁器